

袖ヶ浦市子育て応援プラン

次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

袖ヶ浦市

はじめに

近年、わが国では少子化が常態的な課題となる一方で、社会環境の変化に伴い、女性の社会進出による子育て環境の整備を求める声がますます高まっています。

これに伴い、教育や保育についてのニーズも多様化が進んでおり、これらに対応するため、国や地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援し、支え合あう仕組みを、既存の資源も活用しながら実現する施策のあり方が求められています。



本市では、このような課題に取り組むため、平成17年3月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画」を策定し、社会環境や市民ニーズの変化に対応しつつ、子育て環境を改善するための施策を推進してまいりました。

さらに、平成24年8月には、「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されるとともに「次世代育成支援対策推進法」が延長されたことから、この度、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。

私は、本市の明るい未来のため、子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが健やかに成長するために、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て環境の向上に向けて、全力で取組を進めているところです。

本市の次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは、社会全体の責務と考えます。家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、また、相互に連携しながら、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができるような子育て環境をつくり、子どもが豊かな心と社会性を育み、将来に夢や希望をもって成長することができるまちを、市民の皆様とともにめざしてまいります。

本計画の策定にあたりましては、平成25年度に子育て家庭を対象とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しましたほか、市内の子ども・子育て関係施策に係わる各層の代表者からなる「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（次世代育成支援対策地域協議会）」での協議、さらに「パブリックコメント手続き」を実施するなど、市民の皆様から幅広くご意見等をいただき、地域の実態に即したものとなるよう努めました。この場をお借りし、御協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

袖ヶ浦市長 出口 清

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	8
4 計画策定の体制	9
第2章 袖ヶ浦市の現況	11
1 市内の子育て環境の現状	13
2 市と地域の状況	25
第3章 次世代育成支援行動計画	31
1 次世代育成支援後期行動計画の推進状況等	33
2 計画の基本理念、基本方針	40
3 施策の体系	42
4 重点事業	43
5 施策と事業	45
第4章 子ども・子育て支援事業計画	71
1 子ども・子育てニーズ調査	73
2 教育・保育提供区域の設定	85
3 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス	86
4 国の定める推計の項目と量の見込み	87
5 教育・保育サービスの量の見込みと確保方策	88
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	102
第5章 計画の推進体制	119
1 計画推進体制の構築	121
2 関係機関との連携強化	121
3 計画の内容と実施状況の公表	121
4 事務・事業評価と事業の見直し	121
資料編	
1 施策体系図	125
2 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例・委員名簿等	129
3 計画策定の経過	136

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みをそれぞれが行動計画を策定し、推進してまいりました。

しかしながら、平成17年には合計特殊出生率が、1.26となるなど予想以上の少子化の進行が見られ我が国は初めて総人口が減少に転じました。平成24年時点では、1.41と上昇しているものの、人口を維持する水準とされる2.08に比べると依然下回っている状況で、平成24年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、平成72年にあっても合計特殊出生率は1.35と示されています。

このような動向を踏まえ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」（重点戦略）が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

自治体においては、平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」に引き続き、次の5年間を対象とする「次世代育成支援後期行動計画」の策定が求められ、本市でも、平成22年3月、『袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画』を策定し、「子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざして」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

平成22年1月に『子ども・子育てビジョン ～子どもの笑顔があふれる社会のために～』が閣議決定され、平成26年度を目途とした子ども・子育て支援策が示され、平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。

子育てをめぐることは、近年、都市部を中心に保育所に入れにくい“待機児童”が存在する一方で、子どもの減少で近くに保育の場が無くなった地域もあることや、家庭や地域の“子育て力”が低下していると言われていることなどの課題が指摘されています。「子ども・子育て支援新制度」は、こうした課題の解決に向けて様々な取り組みを進めていくことを念頭に置き、市町村は、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

このようなことから、「袖ヶ浦市子ども・子育て支援事業計画」及び施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施するために、任意策定とされた「袖ヶ浦市次世代育成支援行動計画」を「袖ヶ浦市子育て応援プラン」として一体的に策定しました。

「子ども・子育て関連3法」の趣旨と主なポイント

<趣旨>

- 「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

<主なねらい>

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

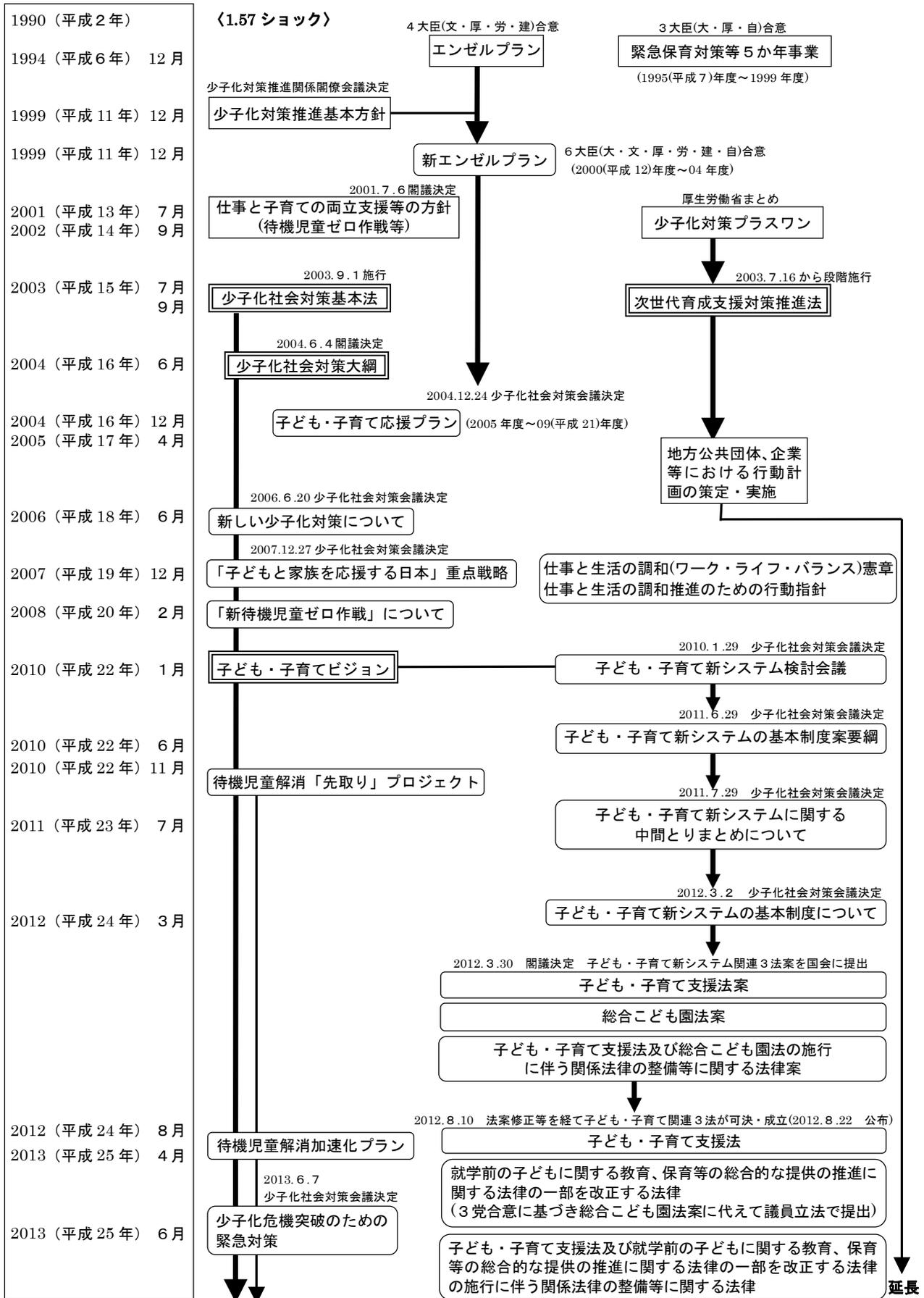
<主なポイント>

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（＝利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

<幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援に共通の仕組み>

- 基礎自治体である市町村が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 政府の推進体制の整備
- 子ども・子育て会議の設置

(参考：これまでの国の少子化対策の取り組み)



資料：内閣府 平成 26 年版少子化社会対策白書

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

平成26年度まで次世代育成分野の柱として実施されてきた次世代育成支援行動計画と、今回策定した子ども・子育て支援事業計画の主な違いは以下のとおりです。

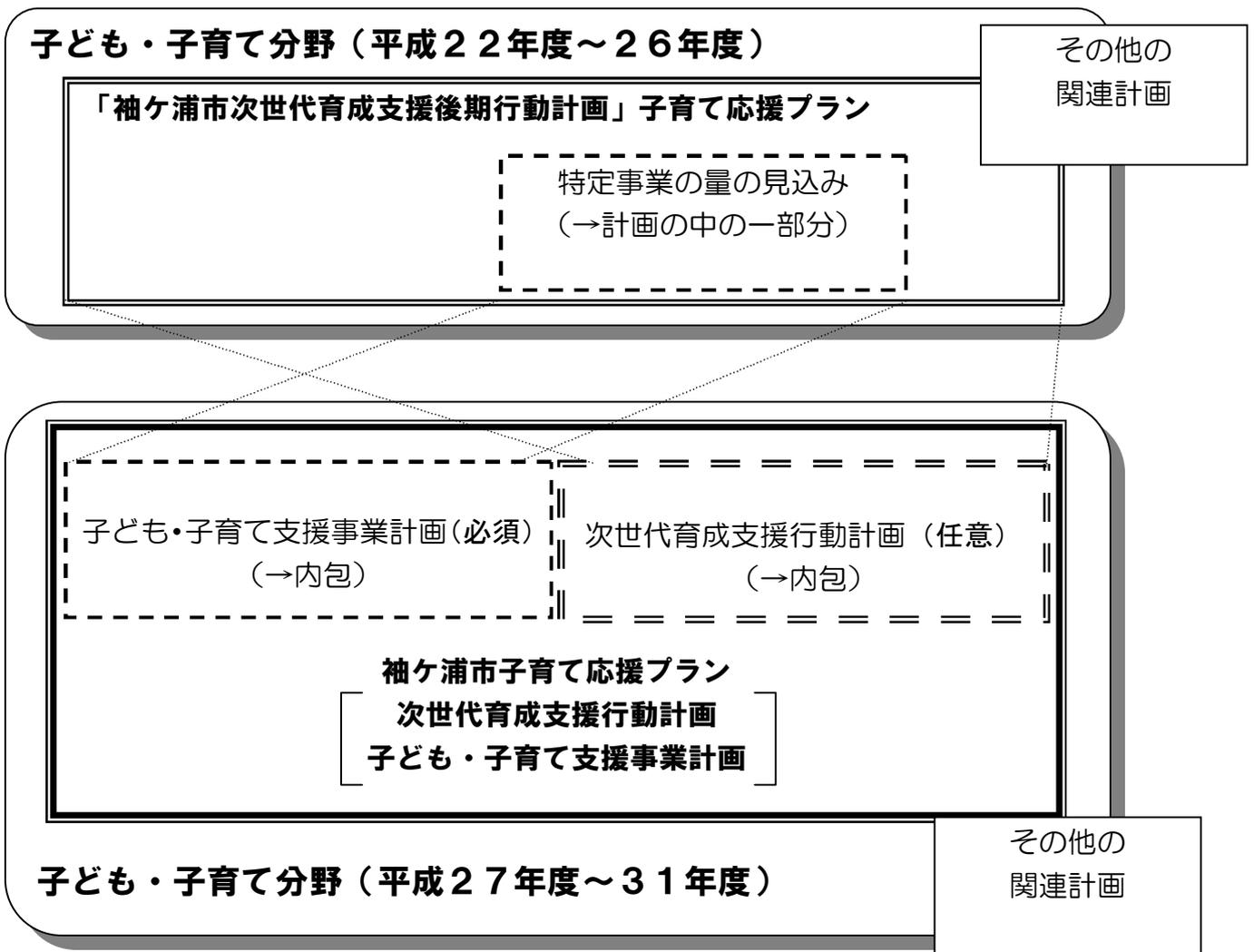
	次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
位置づけ	次世代育成支援対策を10年間集中的・計画的に推進するための計画 (※平成26年度に10年間期限延長決定)	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
内容	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（*以下「区域」と表記します）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画
	【記載事項】 次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期とこれにより達成しようとする目的 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育ての支援 ・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・子育てを支援する生活環境の整備 ・職業生活と家庭生活との両立の推進等 ・子ども等の安全の確保 ・要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 	【記載事項（必須）】 <ul style="list-style-type: none"> ・区域の設定 ・区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 【記載事項（任意）】 <ul style="list-style-type: none"> ・産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ・ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(2) 前計画との関係

次世代育成支援行動計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」を目指すものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられており、その中において、特定事業について量を見込むことが求められていましたが、期間の延長となった平成27年度からは計画の策定については任意のものとなっています。一方、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は法律により策定が必須のものとなっています。

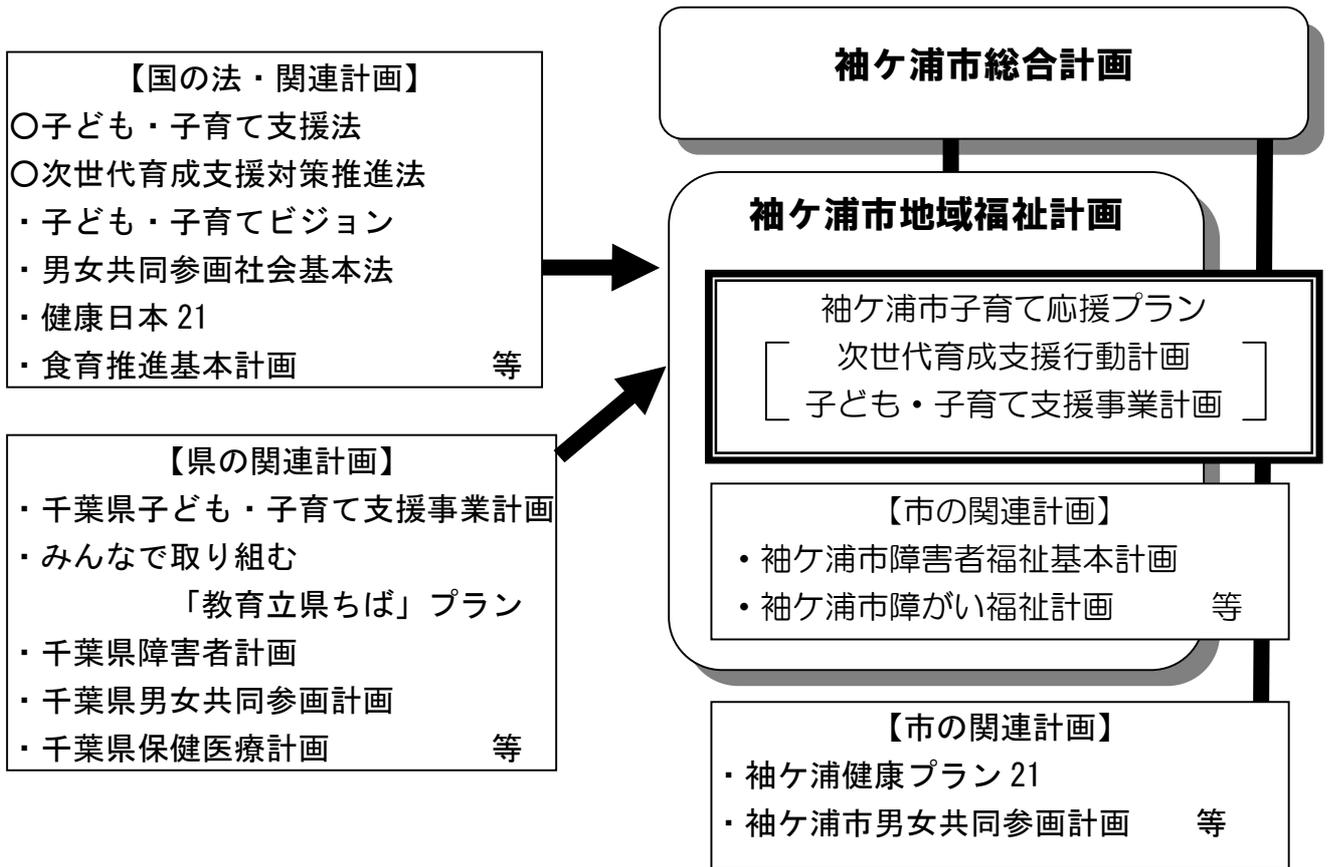
そのため、本市においては、本計画を改めて袖ヶ浦市におけるあらゆる子育ての行政施策の中心とするものとして『子育て応援プラン「袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画」』の後継計画として位置づけます。また、子ども・子育て支援法が示す範囲としては十分に子ども・子育て分野をカバーできないこと、すでに前計画時より各事業の推進に対する評価による改善等がなされていることなどから、次世代育成支援行動計画についても同計画に内包するものとします。

■子ども・子育て分野施策の枠組みのイメージ



(3) 諸計画との調和

『袖ヶ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画）』は、本市の全体的な計画である「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」等、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとなります。



3 計画の期間

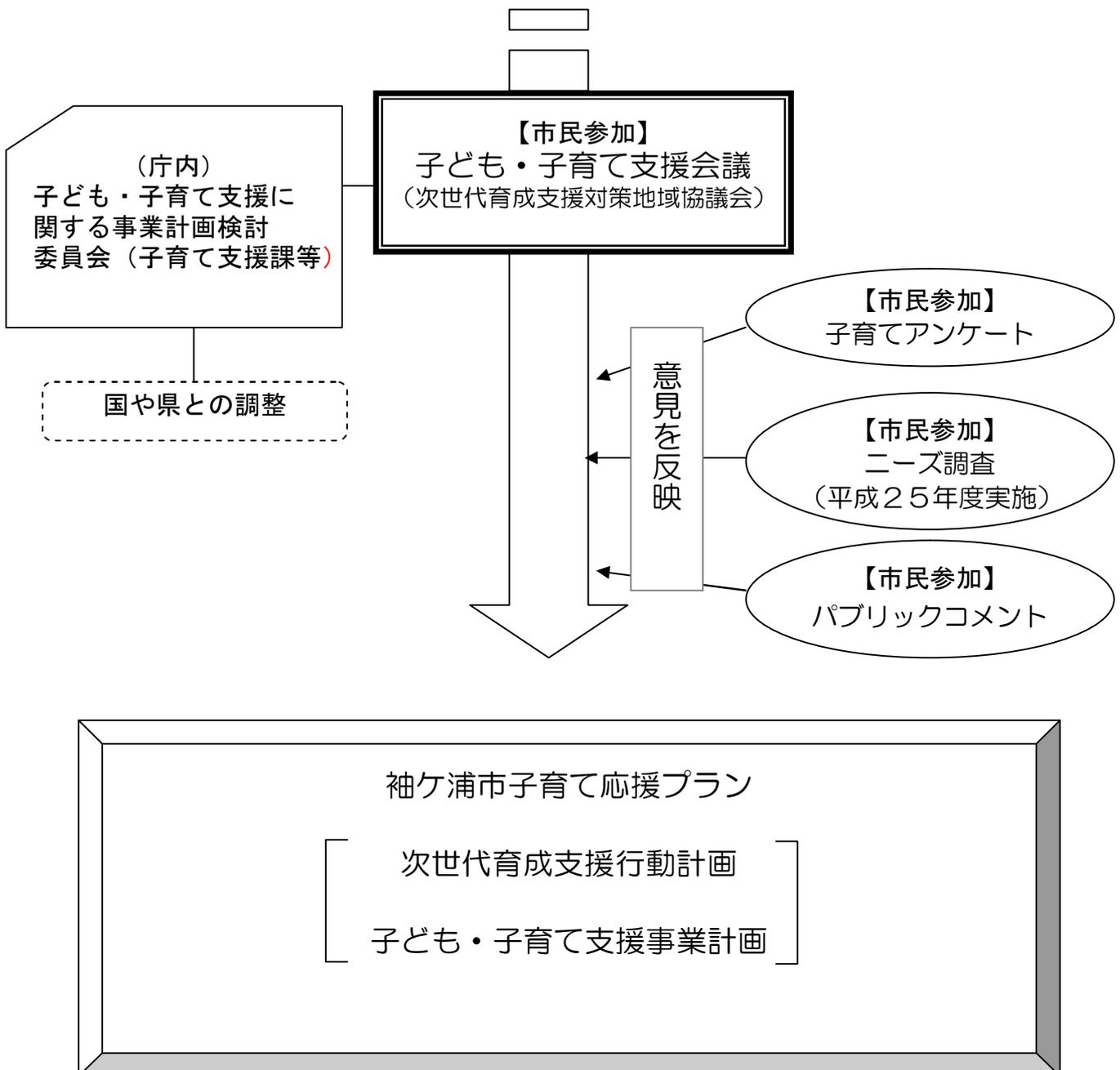
『次世代育成支援行動計画』、『子ども・子育て支援事業計画』は「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」により5年を一期として策定するものとされています。本計画の計画期間は、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
今回計画									
					次期計画				

4 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野にかかわる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」等の議論を中心に策定しました。また、子育て支援課を中心とする庁内の関係各課で構成する計画検討委員会により、検討・協議を行い、国や県との調整を行いつつ、円滑な策定に向けての取り組みを行いました。

一方、次世代育成支援行動計画の事業評価について、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の取り組みを行いました。また、平成25年度に実施したニーズ調査などから、地域における子育て分野のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。



第2章 袖ヶ浦市の現況

第2章 袖ヶ浦市の現況

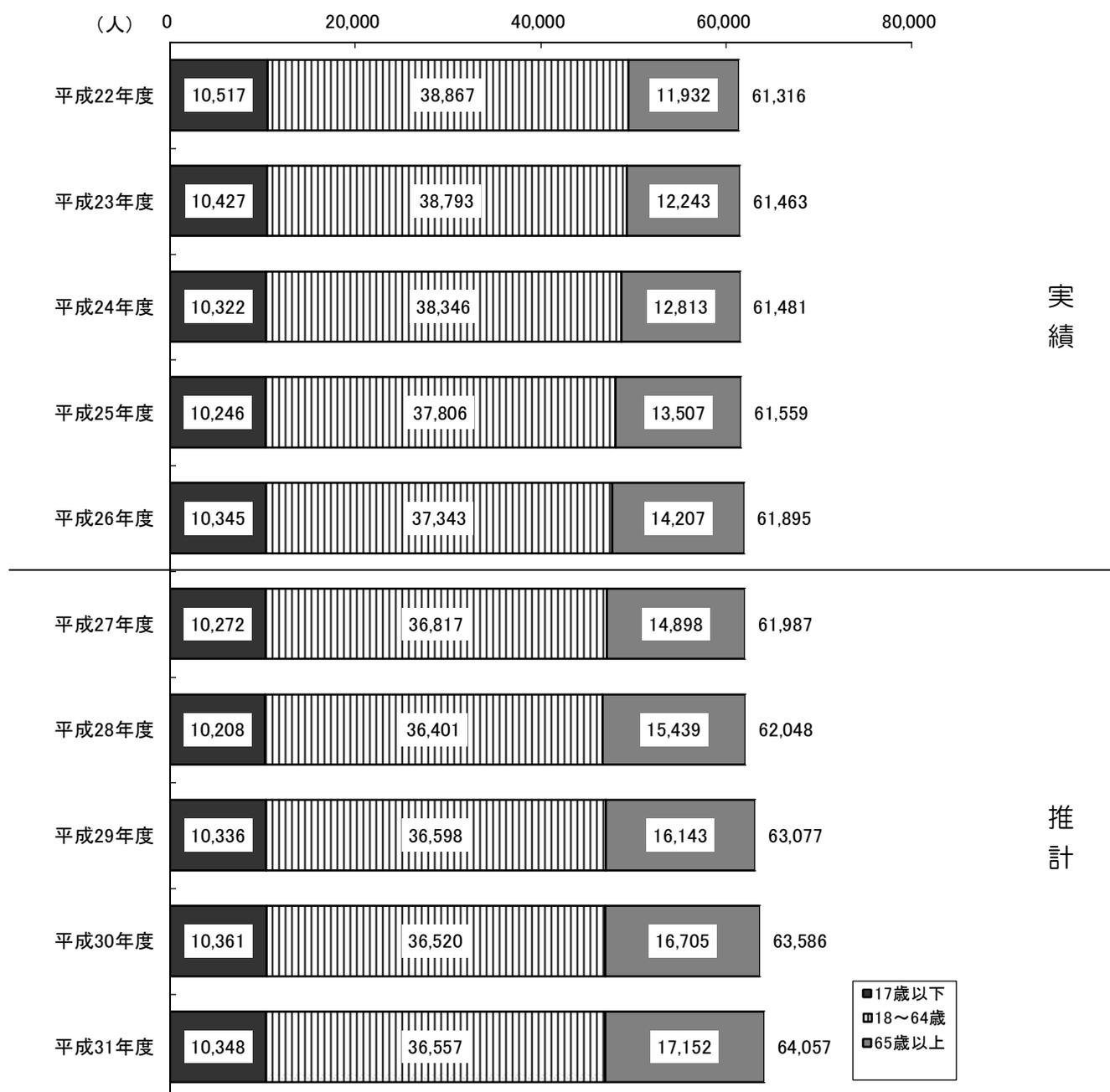
1 市内の子育て環境の現状

(1) 人口等の動向

①人口の推移と今後の推計

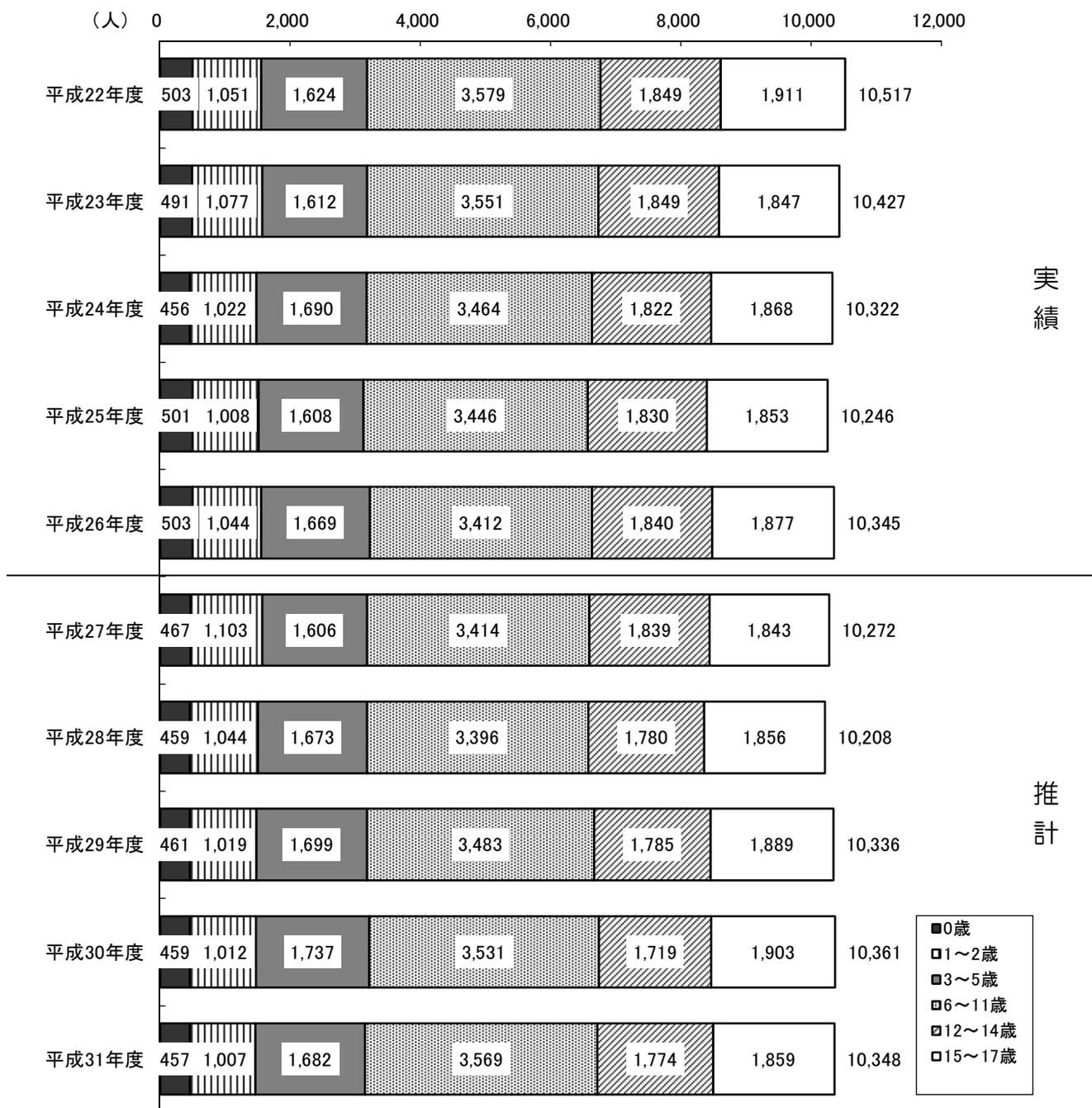
袖ヶ浦市の人口は、6万人を超えたあたりで推移を続けています。今後の推計においては昭和地区の袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業に伴う社会増を見込み、平成31年度には64,057人となることが予想されます。

65歳以上の人口は今後も増加が見込まれ、平成31年度の推計では17,152人と市の人口の約26.8%を占めることが見込まれている一方、17歳以下の人口は社会増の見込みを合わせても、1万人を超えたあたりで推移することが見込まれます。



② 17歳以下の人口の推移と今後の推計

袖ヶ浦市の17歳以下の人口は、昭和地区の土地区画整理事業に伴う社会増の見込みを合わせ、今後はほぼ横ばいで推移する傾向が予想されます。

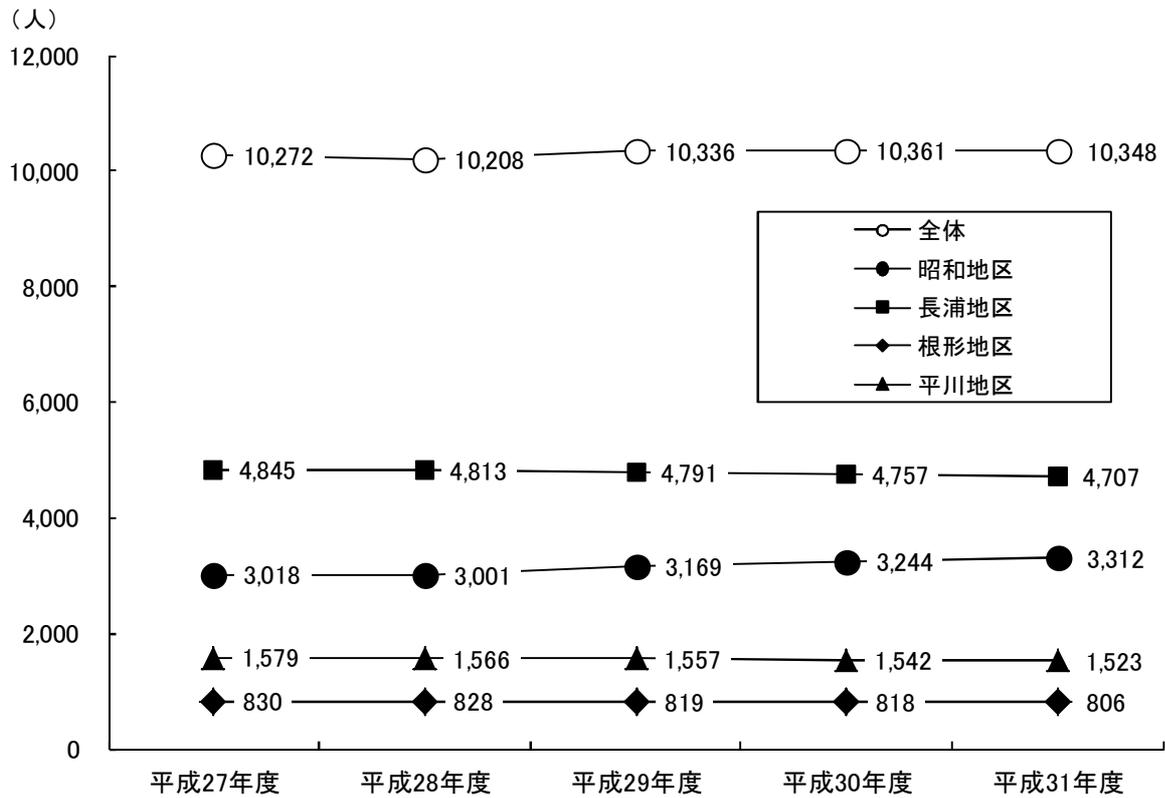


※各年4月1日現在。実績値は、住民基本台帳+外国人登録による。推計値は、平成26年度までの住民登録台帳及び外国人登録の各歳別人口をもとにコーホート変化率法により算出。

③ 17歳以下の人口の地区別推計

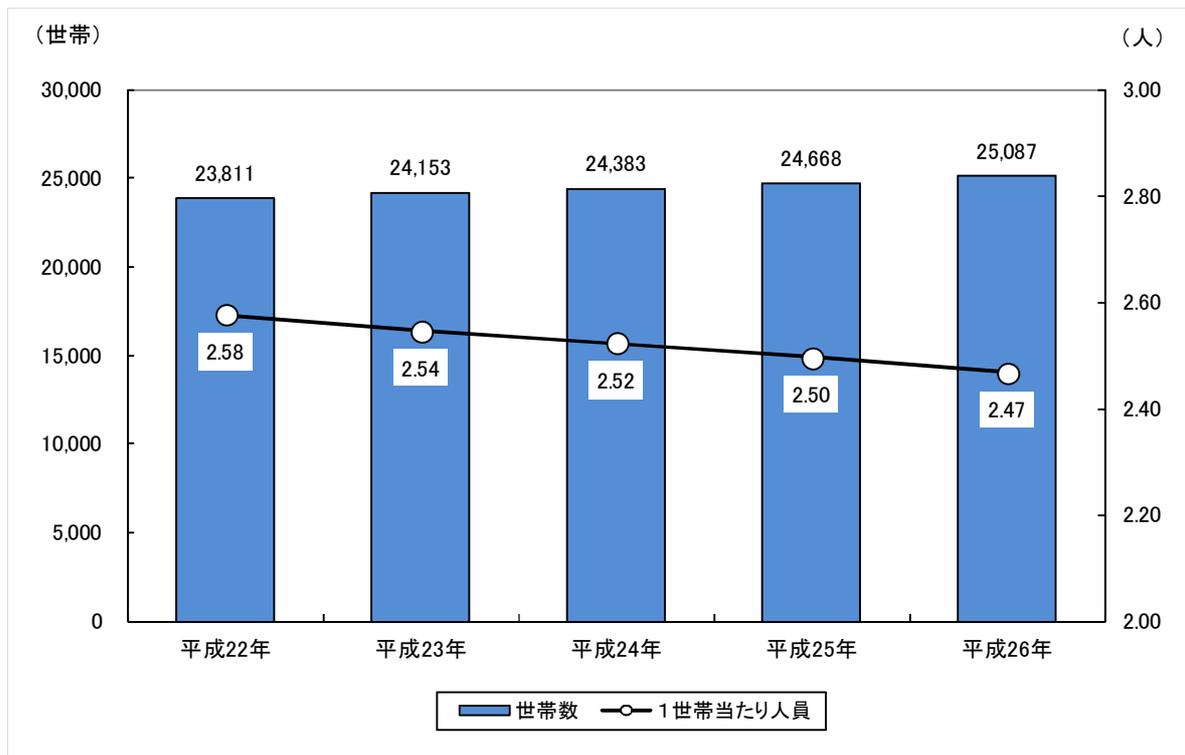
袖ヶ浦市の17歳以下の人口の地区別の推計を見ると、昭和地区では土地区画整理事業に伴う社会増が見込まれるものの、他の長浦地区、根形地区、平川地区では減少傾向となることが予想されます。

■平成27年度以降の17歳以下の地区別人口推計



(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成22年度以降増加傾向が続いており、平成26年4月1日現在、25,087世帯で前年から419世帯の増加となっています。一方、1世帯当たり人員は、2.47人と減少傾向が続いており、核家族化が進行していることがうかがえます。核家族化の進行や1世帯当たりの人員減少は、家庭における子育て力の低下をもたらすと一般的に言われており注意が必要です。



資料：市民課（各年4月1日現在）

(3) 世帯の家族類型

① 家庭類型の全体像

国勢調査による家族類型別世帯を見ると平成22年では、核家族世帯は13,525世帯となっており、市内の世帯総数の6割以上を核家族が占めています。18歳未満親族のいる世帯の内、核家族世帯は77.3%と特にこの傾向が強くみられます。

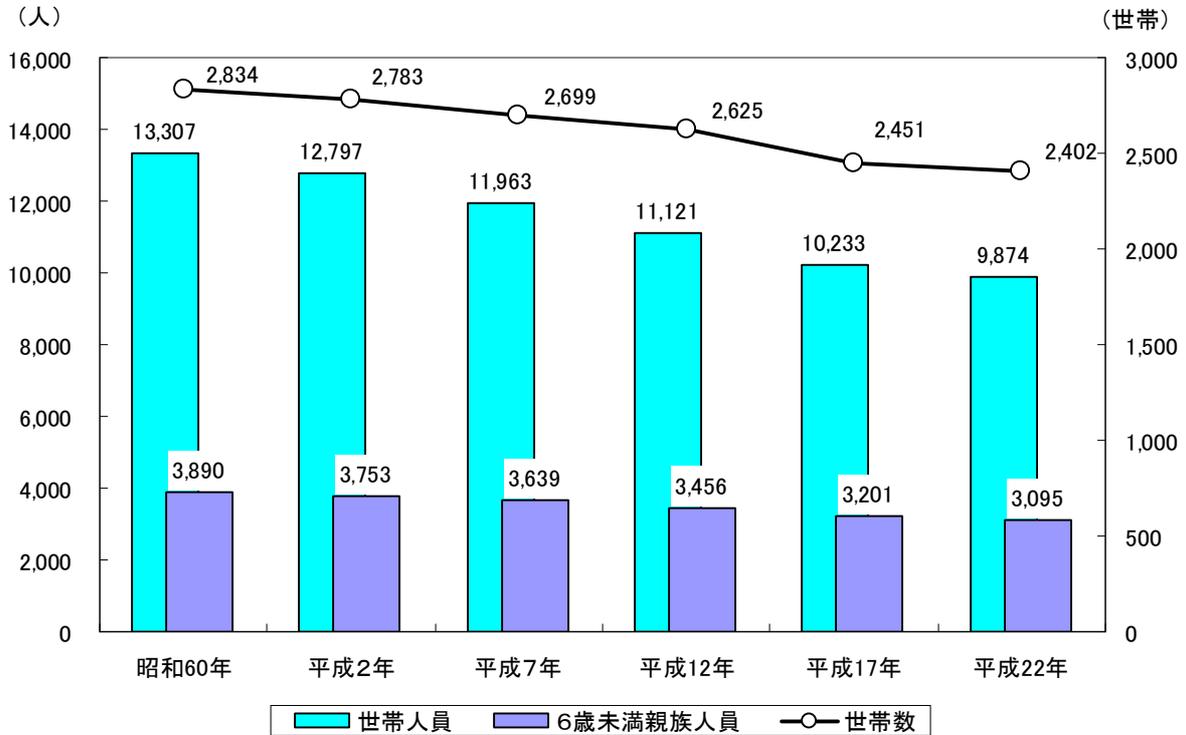
単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満親族の いる世帯 (平成22年)	18歳未満親族 のいる世帯 (平成22年)
総数	17,480	18,639	19,732	21,335	2,402	6,011
A 親族世帯	14,391	15,398	15,965	16,473	2,398	5,987
I 核家族世帯	11,058	12,105	12,817	13,525	1,967	4,648
夫婦のみ	2,581	3,285	3,827	4,270	-	-
夫婦と子ども	7,401	7,424	7,267	7,298	1,869	4,086
男親と子ども	186	249	290	332	4	57
女親と子ども	890	1,147	1,433	1,625	94	505
II その他の親族世帯	3,333	3,293	3,148	2,948	431	1,339
夫婦と両親	117	138	139	121	-	-
夫婦とひとり親	215	307	325	355	-	-
夫婦、子どもと両親	1,038	893	701	560	128	375
夫婦、子どもとひとり親	1,054	1,042	996	903	92	397
夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	33	45	54	63	3	21
夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	179	220	267	273	58	190
夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	67	69	55	68	4	8
夫婦、子ども、 親と他の親族	409	316	288	233	120	205
兄弟姉妹のみ	38	45	68	85	-	-
他に分類されない 親族世帯	183	218	255	287	26	143
B 非親族世帯	42	81	82	206	4	18
C 単独世帯	3,047	3,160	3,685	4,655	-	6

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

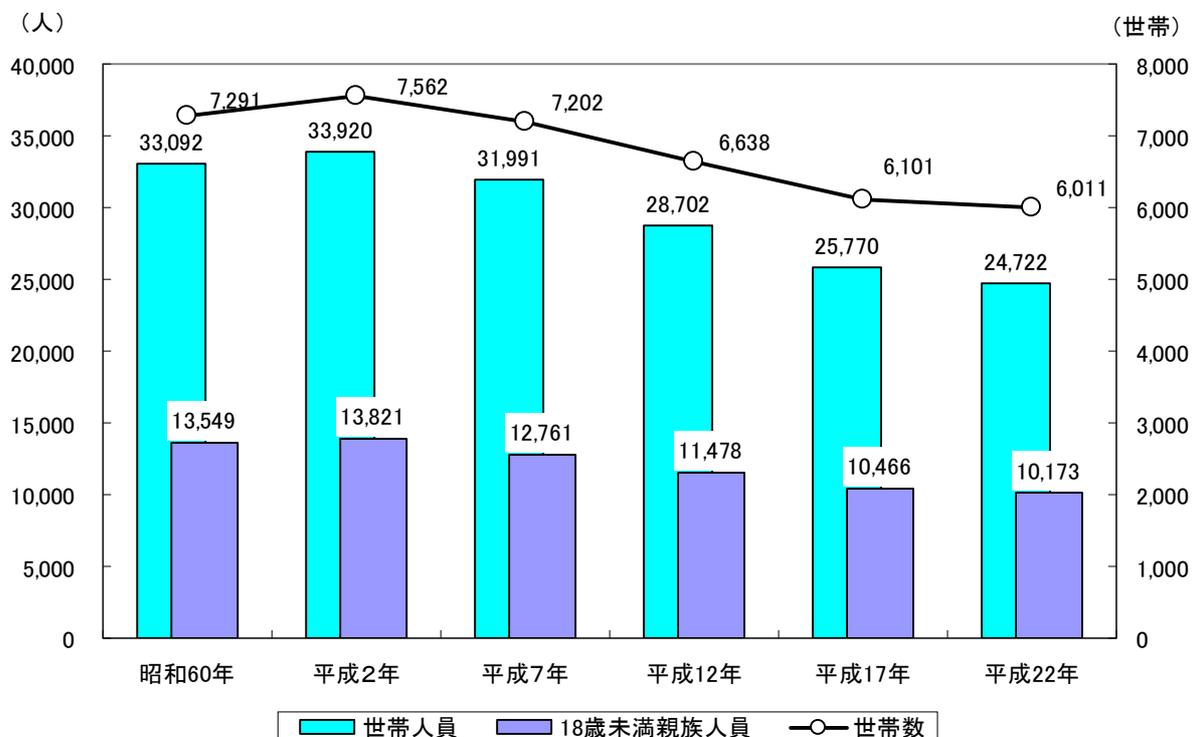
国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯は平成22年現在、2,402世帯で世帯人員は9,874人、1世帯当たり4.1人となっています。また、6歳未満親族人員は3,095人で1世帯当たりの6歳未満人数は、1.3人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 18歳未満親族がいる一般世帯の推移

国勢調査によると18歳未満の親族のいる世帯は平成22年現在、6,011世帯で世帯人員は24,722人、1世帯当たり4.1人となっています。また、18歳未満親族人員は10,173人で1世帯当たりの18歳未満人数は、1.7人となっています。

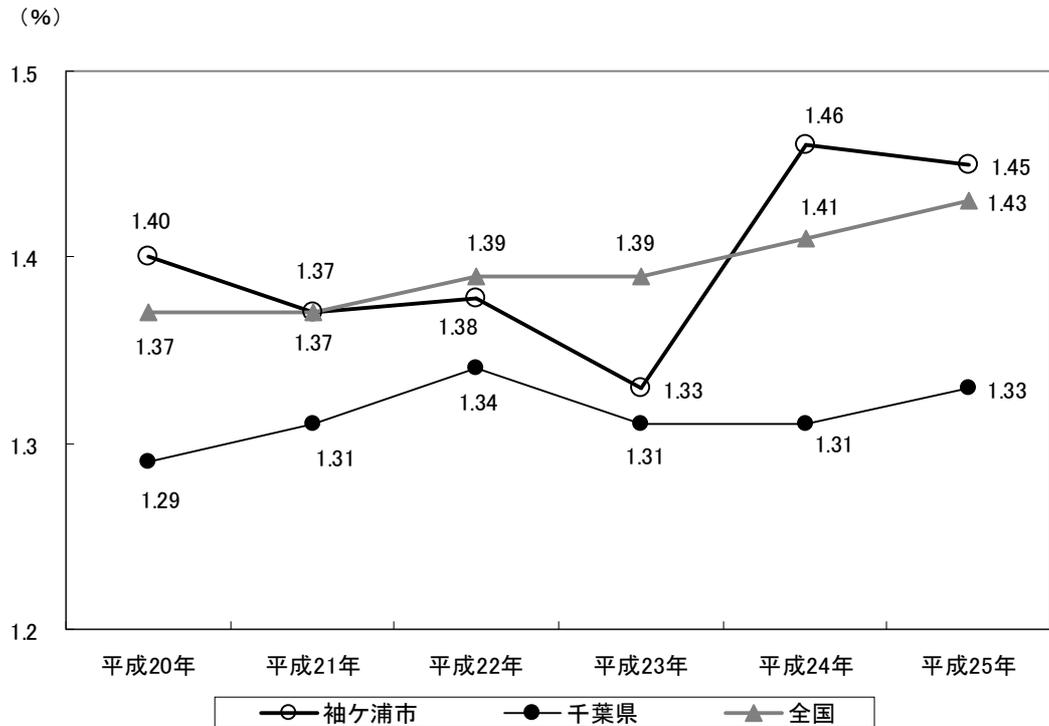


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 出生数、出生率

① 合計特殊出生率の推移

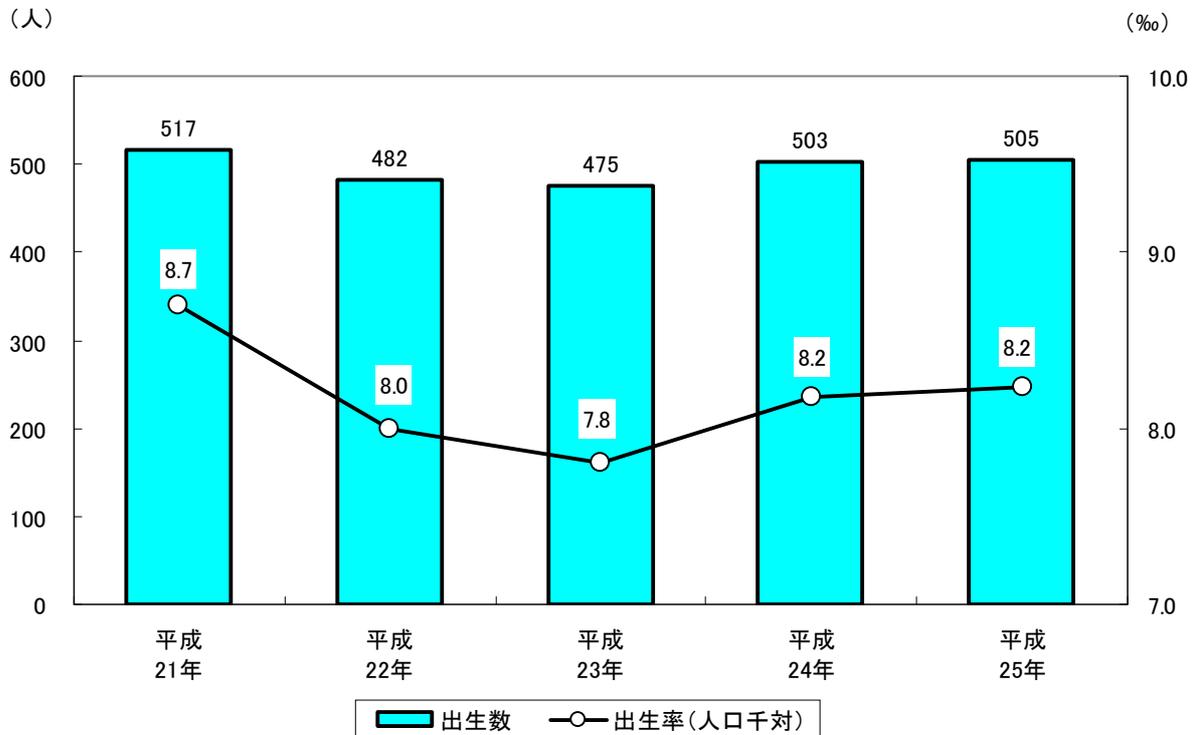
合計特殊出生率の推移を見ると、千葉県は国全体より低い傾向が続いていますが、袖ヶ浦市では年によるばらつきは大きいものの、千葉県全体よりも高い傾向が続いており、概ね国の平均に近い値となっています。



資料：千葉県健康福祉指導課（袖ヶ浦市の数値は人口動態調査による出生数と住民基本台帳人口要覧）

②出生数、出生率（人口千対）の推移

出生数、出生率（人口千対）の推移では、出生数は概ね500人前後を推移しており、平成25年は505人となっています。出生率も平成23年に7.8%となったものの、概ね8%前後で推移しています。



資料：人口動態統計

(5) 母子保健の状況

①低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

2,500g未満の低出生体重児は、平成24年には44人となっており、低出生体重児出生率は、平成19年以降、10%を下回っています。

単位：人、%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
低出生体重児数	53	43	36	44
低出生体重児出生率	8.7	8.0	7.8	8.2

資料：千葉県衛生統計年報

②乳児死亡数、乳児死亡率（出生千対）の推移

生後1歳未満の乳児死亡数は、平成21年には2人、平成22年には3人、平成24年には2人となっています。

単位：人、‰

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
乳児死亡数（1歳未満）	2	3	0	2
乳児死亡率	3.9	6.2	-	4.0
千葉県 乳児死亡率	2.6	2.3	2.3	2.8
全国 乳児死亡率	2.4	2.3	2.3	2.2

資料：君津保健所事業年報

※‰（パーミル）＝千分率

③新生児死亡数、新生児死亡率（出生千対）の推移

生後28日未満の新生児の死亡数は、平成21年に1人、平成22年と平成24年にそれぞれ2人となっています。

単位：人、%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
新生児死亡数 （生後28日未満）	1	2	0	2
新生児死亡率	1.9	4.1	-	4.0
千葉県新生児死亡率	1.4	1.1	1.2	1.3
全国 新生児死亡率	1.2	1.1	1.1	1.0

資料：君津保健所事業年報

※‰（パーミル）＝千分率

④死産数、死産率（出産千対）の推移

妊娠満12週以後の死産数は、平成24年に8人、死産率は15.7‰となっています。

単位：人、‰

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
死産数	11	23	19	8
死産率	20.9	45.5	38.5	15.7
千葉県 死産率	23.0	23.5	22.0	23.5
全国 死産率	24.6	24.2	23.9	23.4

資料：君津保健所事業年報

※‰（パーミル）＝千分率

⑤周産期死亡数、周産期死亡率（出産千対）の推移

妊娠満22週以後の死産と生後7日未満児の死亡を合わせた周産期死亡数は、平成22年に9人、平成23年に2人、平成24年に1人となっています。

単位：人、‰

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
周産期死亡数	0	9	2	1
周産期死亡率	-	18.4	4.2	2.0
千葉県 周産期死亡率	5.1	4.1	4.4	4.4
全国 周産期死亡率	4.2	4.2	4.1	4.0

資料：君津保健所事業年報

※‰（パーミル）＝千分率

(6) 幼児健康診査の状況

① 1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

1歳6か月児健康診査の受診率は、平成23年度以降90%を上回っています。
受診を受けた児童のうち、むし歯のある者は平成25年度で2.0%となっています。

単位：人、%

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
該当者数(人)	520	545	505	530	482
受診者数(人)	460	478	469	494	446
受診率(%)	88.5	87.7	92.9	93.2	92.5
むし歯のある者(%)	0.7	2.5	1.9	2.4	2.0

資料：千葉県衛生統計年報

② 3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

3歳児健康診査の受診率は、80%台後半を維持しており、平成25年度で93.1%となっています。受診を受けた児童のうち、むし歯のある者は平成21年度から減少してきており、平成25年度には18.0%と、5年間で10ポイント以上低下しています。

単位：人、%

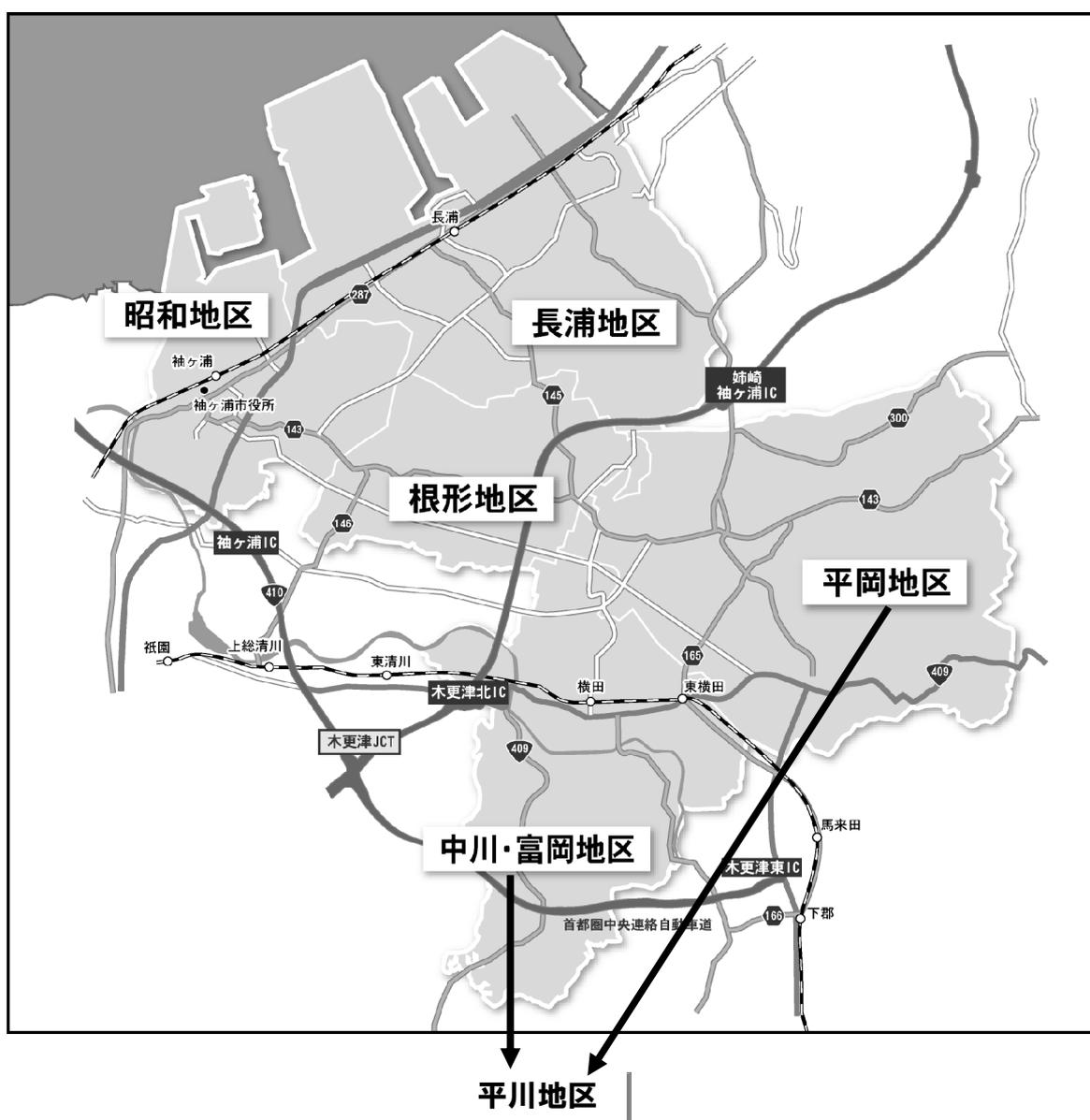
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
該当者数(人)	536	539	586	536	524
受診者数(人)	480	466	515	471	488
受診率(%)	89.6	86.5	87.9	87.9	93.1
むし歯のある者(%)	29.4	26.6	21.7	19.3	18.0

資料：千葉県衛生統計年報

2 市と地域の状況

袖ヶ浦市は、東京湾沿い、千葉県ほぼ中央に位置し、羽を上げた蝶のような形をしています。東部は市原市、西部は木更津市に接し、北部は鋸の歯のような形状で東京湾に臨んでいます。

本市の地域福祉計画をはじめとする多くの計画においては、市内を5地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区）に分けて施策の展開を行うことがあり、継承前の計画である次世代育成支援後期行動計画においても5地区として分類しましたが、本計画では、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、全体を4地区として設定します（詳細は、第4章 子ども・子育て支援事業計画 2. 教育・保育提供区域の設定（85ページ）参照）。



(1) 昭和地区

	平成26年度	地区人口の 構成比	全市に 占める割合	平成21年度	※
人口(人)	16,168	100.0%	26.4%	15,083	1,085
0～14歳	2,551	15.8%	30.2%	2,332	219
内、0～5歳	1,091	6.7%	34.1%	926	165
15～64歳	10,265	63.5%	26.5%	10,068	197
65歳以上	3,352	20.7%	23.6%	2,683	669
世帯数/1世帯あたり人口	6,509	(2.5人)	26.2%	5,846	663

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

①地区の概況

昭和地区は、昭和40年代からの福王台土地区画整理事業等により宅地造成が進み、福王台や神納地区などの人口が増加しています。また、袖ヶ浦駅海側などにおいても、今後土地区画整理事業等による宅地化や人口の増加が見込まれます。袖ヶ浦バスターミナルは川崎・横浜・羽田・品川・新宿方面の高速バスが運行し、袖ヶ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

地区内には、市民会館や総合運動場、中央図書館、海浜公園等の全市的施設が所在し、イベント時には活況を呈しています。また、平成26年4月には、子育て親子の交流の場として「そでがうらこども館」を開設し、大勢の親子連れが利用しています。

②施設の状況

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	2	小学校	2
幼稚園	1	中学校	1
家庭的保育	1	放課後児童クラブ	5
高等学校	1	子どもの遊び場	2
地域子育て支援拠点施設 (そでがうらこども館) ※子育て支援センター含む	1	子育て支援センター (私立保育園内)	1
ファミリー・サポート・センター	1		

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
市民会館	1	中央図書館	1
総合教育センター	1	スポーツ施設	1
海浜公園(県)	1		

(2) 長浦地区

	平成26年度	地区人口の 構成比	全市に 占める割合	平成21年度	※
人口(人)	26,923	100.0%	43.9%	26,333	590
0～14歳	3,995	14.8%	47.4%	4,098	▲ 103
内、0～5歳	1,473	5.5%	46.1%	1,530	▲ 57
15～64歳	17,381	64.6%	44.9%	18,052	▲ 671
65歳以上	5,547	20.6%	39.1%	4,183	1,364
世帯数/1世帯あたり人口	11,403	(2.4人)	45.9%	10,694	709

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

①地区の概況

昭和40年代からの蔵波台・長浦駅前の土地区画整理事業の進展により、市全体の約44%と最も人口の多い地域です。代宿神納線沿いで沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前線も駅前の大型スーパーなどの商業集積が進んでいます。

地区内には蔵波小学校と長浦小学校の2小学校があり、長浦公民館・運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設など充実し、代宿地区には市内で唯一の児童館があります。

放課後児童クラブのニーズが高く、クラブの大規模化を解消するために、平成26年4月に長浦小学校区に「長浦第二放課後児童クラブ」を開設しました。

②施設の状況

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	3	小学校	2
幼稚園	2	中学校	2
事業所内保育施設	3	放課後児童クラブ	5
児童館	1	子育て支援センター	2
子どもの遊び場	5	(私立保育園内)	

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
臨海スポーツセンター	1	長浦公民館	1
長浦おかのうえ図書館	1	今井野球場	1
運動広場	2		

(3) 根形地区

	平成26年度	地区人口の 構成比	全市に 占める割合	平成21年度	※
人口(人)	6,086	100.0%	9.9%	6,097	▲ 11
0～14歳	663	10.9%	7.9%	711	▲ 48
内、0～5歳	247	4.1%	7.7%	231	16
15～64歳	3,950	64.9%	10.2%	4,181	▲ 231
65歳以上	1,473	24.2%	10.4%	1,205	268
世帯数/1世帯あたり人口	2,312	(2.6人)	9.3%	2,180	132

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

①地区の概況

飯富地区周辺と県道南総昭和線沿いに人口が集中していましたが、「のぞみ野団地」の分譲により、この地区の人口の約55%を占めるようになりました。地区内には、袖ヶ浦公園や郷土博物館、老人福祉会館、健康づくり支援センターなど全市的な施設が整備され、袖ヶ浦公園に隣接して開設した農畜産物直売所「ゆりの里」も盛況です。

②施設の状況

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所	1	小学校	1
中学校	1	放課後児童クラブ	1
子どもの遊び場	5		

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
袖ヶ浦公園	1	郷土博物館	1
アクアラインなるほど館	1	健康づくり支援センター	1
老人福祉会館	1	根形公民館・運動広場	1
のぞみ野サッカー場	1	社会福祉センター	1

(4) 平川地区

	平成26年度	地区人口の 構成比	全市に 占める割合	平成21年度	※
人口(人)	12,132	100.0%	19.8%	13,001	▲ 869
0～14歳	1,227	10.1%	14.5%	1,514	▲ 287
内、0～5歳	386	3.2%	12.1%	477	▲ 91
15～64歳	7,102	58.5%	18.4%	8,077	▲ 975
65歳以上	3,803	31.4%	26.8%	3,410	393
世帯数/1世帯当たり人口	4,620	(2.6人)	18.6%	4,511	109

※は平成26年度から平成21年度の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

①地区の概況

【平岡地区】

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等、各地区に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。地区内には、平岡公民館があります。

【中川・富岡地区】

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約55%が横田地区に集中しています。商業集積は、東横田駅周辺及び国道409号沿いに沿道型商業施設が立地しています。地区内には、平川公民館、平川図書館等があります。また、百目木公園は、各種のスポーツができる運動公園として親しまれています。

なお、平川地区では、人口が減少しており、高齢化が進行しています。

②施設の状況

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所	2	幼稚園	1
小学校	3	中学校	1
放課後児童クラブ	2	児童養護施設	1
子どもの遊び場	18		

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
百目木公園	1	平川公民館・平岡公民館	2
平川公民館富岡分館	1	平川図書館	1
運動広場	2	東京ドイツ村（民間施設）	1

第3章 次世代育成支援行動計画

第3章 次世代育成支援行動計画

1 次世代育成支援後期行動計画の推進状況等

(1) 推進状況

前計画である「次世代育成支援後期行動計画」は、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づき策定されました。「次世代育成支援後期行動計画」において掲げられた施策・事業の推進状況は次のとおりです。

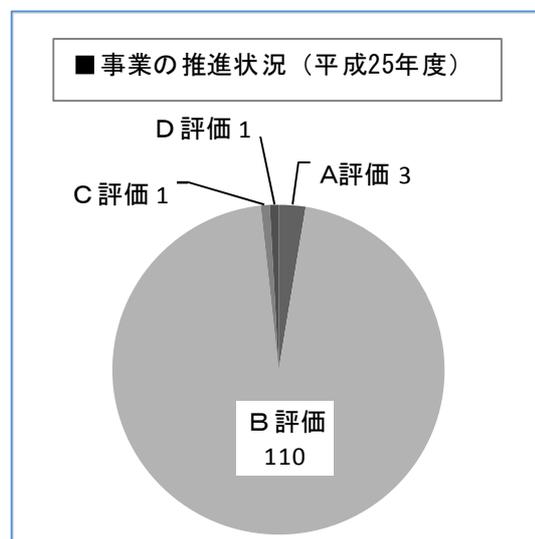
■実施している主な事業

- 基本目標Ⅰ「地域における子育ての支援」(36事業)
- 基本目標Ⅱ「母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」(22事業)
- 基本目標Ⅲ「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」(13事業)
- 基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」(4事業)
- 基本目標Ⅴ「職業生活と家庭生活との両立の支援」(4事業)
- 基本目標Ⅵ「子どもの安全の確保」(13事業)
- 基本目標Ⅶ「要支援児童への対応などきめ細かな取組みの推進」(23事業)

○平成25年度の推進状況について

評価の方法は、A評価を「計画を上回って進んだ」、B評価を「計画どおり」、C評価「概ね計画どおり」、D評価を「計画どおり進んでいない」の4段階で評価を行っています。

平成25年度の事業の推進状況の評価については、次世代育成支援行動計画に掲げられた全115事業のうち、Aである「計画を上回って進んだ」は3事業、BまたはCである「計画どおり」または「概ね計画どおり」は111事業との結果となりました。



(2) 推進状況の公表

毎年、事業の推進状況の評価し、袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会での協議を経て、市民に公表してまいりました。

(3) 特定事業の目標設定

前計画である「次世代育成支援後期行動計画」においては、国の指針に基づき、地方公共団体がニーズ調査等によりその具体的な数値目標を定め、国に報告する事業として、以下の特定事業について目標を設定し実施しました。

事業名	事業内容	後期 目標事業量	平成25年度末 実績
①通常保育事業	保護者の就労や疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保育所（園）で保育を実施する。	8 箇所 770人	8 箇所 958人
②特定保育事業	保護者のパートタイム就労などにより、保育に欠ける児童に対して、週2～3日など必要に応じた保育を行う。	2 箇所	2 箇所
③延長保育事業	通常の保育時間を延長して保育を行う。	7 箇所	8 箇所
④夜間保育事業	保護者の就労などにより帰宅が夜間になる場合に、保育園で児童の保育を実施する。	—	—
⑤トワイライトステイ事業	保護者が就労などにより平日の夜間や休日に不在となる場合に、児童を児童福祉施設などで一時的に預かる。	—	— ※H26.4 1箇所
⑥休日保育事業	日曜日や祝日に保護者が就労する場合に、保育園で児童の保育を実施する。	1 箇所	1 箇所
⑦病児・病後児保育事業	保護者の就労や冠婚葬祭などにより、病気または病回復期にある児童を、病院や保育施設などで一時的に預かる。	1 箇所	1 箇所
⑧放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	9 箇所 361人	12 箇所 493人 ※H26.4 13箇所
⑨地域子育て支援拠点事業	子育て世帯に交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供などを行う。	5 箇所	4 箇所
⑩一時預かり事業	保護者がパートタイム就労や病気になった場合等に、保育所（園）で一時的な保育を行う。	3 箇所	4 箇所
⑪ショートステイ事業	保護者の病気などにより、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設などで短期間預かる。	—	— ※H26.4 1箇所
⑫ファミリー・サポート・センター事業	育児の手助けができる人と育児の手助けが必要な人を会員登録し、保育所（園）の送迎や一時預かりなど、会員組織による相互援助を行う。	1 箇所	1 箇所

【課題】

通常保育事業をはじめ、特定保育事業や延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業などいずれも設定した目標事業量を満たしていますが、第4章にある子ども・子育てニーズ調査の結果でも保育の需要の増加や、多様なサービスの充実が求められていることから、今後一層の取り組みが必要となっています。

また、地域子育て支援事業については、平成26年度現在、平川地区に設置されていないため、今後、子育て世帯の交流の場を確保するために子育て支援センターの設置を検討する必要があります。

(4) 各目標別の満足度の推移

袖ヶ浦市では、平成24年度からは年1回のペースで「子育てアンケート」として施策に対する満足度を測定しています。調査は小学校在学までの保護者1,000人を対象に、郵送配布・郵送回収にて実施しました。回収状況は次のとおりです。

○回収状況

【平成24年度】期間 平成24年7月12日～31日 回収数387人(38.7%)

【平成25年度】期間 平成25年5月28日～6月19日 回収数463人(46.3%)

【平成26年度】期間 平成26年8月8日～28日 回収数347人(34.7%)

以下にその主な結果についてまとめます。

基本目標Ⅰ「地域における子育ての支援」(36事業)

【満足度】

	平成24年度	→	平成25年度	→	平成26年度
○子育てに関して楽しいと感じる割合	60.5%	→	55.8%	→	61.1%
○子育てに関して身近で気軽に 相談できる人がいる割合	95.6%	→	93.9%	→	93.1%
○学校等以外で子どもが 交流できる場を持っていると感じる割合	60.2%	→	54.6%	→	61.4%

満足度については多少の増減はあるものの概ね横ばいです。

【計画期間中の主な取り組み】

- ・放課後児童クラブの増設(昭和地区2箇所、長浦地区2箇所)合計13箇所
- ・私立白ゆり保育園及び子育て支援センター開設
- ・「そでがうらこども館」開設
- ・長浦おかのうえ図書館1階に「ながうら健康福祉支援室」及び「地域包括支援ながうらサブセンター」を開設
- ・子育てポータルサイトの開設
- ・地域子育て支援ネットワークの構築

基本目標Ⅱ「母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」(22事業)

【満足度】

	平成24年度	→	平成25年度	→	平成26年度
○子どもを産み育てやすいと感じる割合	69.0%	→	65.4%	→	69.8%
○子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	77.5%	→	71.8%	→	78.7%

満足度については多少の増減はあるものの概ね横ばいです。

【計画期間中の主な取り組み】

- ・妊婦健康診査助成、育児支援のための相談、幼児期にあわせた生活習慣の指導

基本目標Ⅲ「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」(13事業)

【満足度】

	平成24年度	→	平成25年度	→	平成26年度
○子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	59.7%	→	67.7%	→	65.4%
○子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合	61.0%	→	63.8%	→	64.6%

満足度については多少の増減はあるものの概ね横ばいです。

【計画期間中の主な取り組み】

- ・小中学校スクールカウンセラーの充実
- ・中学校でのiPadの学習活用の開始など情報教育環境の整備

基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」(4事業)

【満足度】

	平成24年度	→	平成25年度	→	平成26年度
○道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合	43.4%	→	41.1%	→	41.5%

満足度については多少の増減はあるものの概ね横ばいです。

【計画期間中の主な取り組み】

- ・袖ヶ浦駅舎及び南北自由通路整備(平成26年10月一部供用開始)
- ・長浦駅舎及び南北自由通路一部供用開始(平成27年3月完成予定)

基本目標Ⅴ「職業生活と家庭生活との両立の支援」（４事業）

【満足度】

	平成 24 年度	→	平成 25 年度	→	平成 26 年度
○仕事と生活の両立が 図られていると感じる割合	66.8%	→	59.6%	→	67.6%

満足度については多少の増減はあるものの概ね横ばいです。

【計画期間中の主な取り組み】

- ・男女共同参画セミナー等開催

基本目標Ⅵ「子どもの安全の確保」（１３事業）

【満足度】

	平成 24 年度	→	平成 25 年度	→	平成 26 年度
○地域における防犯活動が 活発であると感じる割合	51.2%	→	47.2%	→	53.1%
○子どもに係る事故や犯罪が 少なくなったと感じる割合	61.2%	→	62.6%	→	25.4%

満足度については、「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」については平成 26 年度で大きく減少しています。市内を管轄する木更津警察署によると実際の犯罪の認知件数は減少しているものの、市内外で起きた事件やそれに伴う報道による影響などが考えられます。

【計画期間中の主な取り組み】

- ・交通安全教室の実施、保育所等の自主防災活動
- ・不審者情報の提供、安全パトロールの実施

基本目標Ⅶ「要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進」（２３事業）

【満足度】

	平成 24 年度	→	平成 25 年度	→	平成 26 年度
○児童の虐待の防止など子どもを 地域全体で見守る取り組みが 進んでいると感じる割合	22.2%	→	27.5%	→	31.4%

満足度については、平成 26 年度でようやく 3 割にとどくなど、低調であるものの 2 年連続で改善の傾向が見られます。

【計画期間中の主な取り組み】

- ・「幼児・児童をもつ親の講座」を開始
- ・「こんにちは赤ちゃん家庭訪問事業開始
- ・児童虐待に対する相談体制の充実

(5) 今後の課題と方向性

①地域における子育ての支援

通常保育や一時保育などの保育サービスや長浦・昭和地区の放課後児童クラブや地域子育て支援拠点施設（そでがうらこども館）の開設、保育料の軽減、子ども医療費の助成、ファミリー・サポート・センター、子育てポータルサイトなど、子育て支援に関わる事業を計画的に実施してきました。しかしながら、保育所（園）は定員を上回る利用が多く、一方、幼稚園については、全体的に定員にゆとりが見られます。また、第4章にある子ども・子育てニーズ調査の結果から就労意向をもつ母親が増加し、教育・保育サービスを始めとした多様なニーズがあり、こうしたサービスの充実にあたっては、保育の量的拡充と、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業等の充実により多様な保育需要に対応する必要があります。また、放課後の過ごし方の希望を見ると、小学校低学年になった場合の過ごし方では、放課後児童クラブが3割となっており、安全・安心な居場所づくりを推進していく必要があります。今後も引き続き子育て支援サービスの充実を図るとともに、事業の周知、情報提供を行います。

②母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

安全な妊娠、出産を行うためには、妊婦が安心して出産を行える環境を整備する必要があります。また、生活習慣病予防の視点から乳幼児の段階から肥満・やせについて保健指導等を行う必要があります。そのために、これまでも妊産婦に対して妊婦健診を受診することの必要性や妊娠前の体格に合わせた体重管理の必要性、産後、健康診査を受けることの重要性などに関する保健指導等を行うとともに、母親や乳幼児への健康支援として、乳幼児健康診査、各種育児相談等を行ってきました。今後はさらに、低出生体重児の減少や小児期からの生活習慣病対策に向けて実態の把握を行い、妊産婦、乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実と母子保健サービスの向上を図ります。

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長を図るためには、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」をバランスよく育成することが大切です。そのために、これまでもきめ細かな指導のための基礎学力向上支援教員や特別支援教員の配置や外国語指導助手を活用した国際理解教育の推進、教育相談活動充実のためのスクールカウンセラーや心の相談員の配置、高度情報通信社会に対応するための情報教育の推進、子どもの心を育み自ら学ぶ力を育てるための読書教育の推進等に取り組んできました。社会は絶えず変化し、学校を取り巻く環境や保護者からの学校に対するニーズも絶えず変化しています。これらに対応するため、今後も引き続きこれらの取り組みや教育環境の整備を推進していきます。

④子育てを支援する生活環境の整備

これまでも安心して子育てをする環境づくりとして、道路や公園整備を行ってきました。妊産婦や乳幼児連れの者等が安心して外出できるよう、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要であり、今後も引き続き子育て世帯が安心して子育てをできる生活環境の整備を推進していきます。

⑤職業生活と家庭生活との両立の支援

第4章にある子ども・子育てニーズ調査では、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」の割合が36.9%と最も高く、制度が周知されていない現状がうかがえることから、企業も含めた仕事と子育ての両立の制度の周知を図ります。また、育児休業から「希望」より、早く復帰した理由を見ると、母親は、「希望する保育所に入るため」が3割を超えていることから、引き続き、保育サービスなどの子育て支援の充実を図ります。

⑥子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するため、交通安全教室などを実施してきました。また、ボランティア等によるパトロール活動や子ども110番連絡所の設置などを行い、児童の見守りや地域の防犯に努めてきました。しかし、近年では、事故や子どもが被害者となる犯罪が増加し、子育てアンケートでも「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」が低下しています。引き続き子どもの安全を推進していきます。

⑦要支援児童への対応などきめ細かな取組みの推進

児童福祉支援対策地域協議会、実務者・個別支援会議等を開催し、要保護・要支援児童に対する個別の対応や児童の虐待防止、早期発見・早期対応等に取り組んできました。児童虐待を防止するためには、地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し取り組むことが極めて重要です。今後も引き続き、要保護・要支援児童に対する対応の充実を図ります。

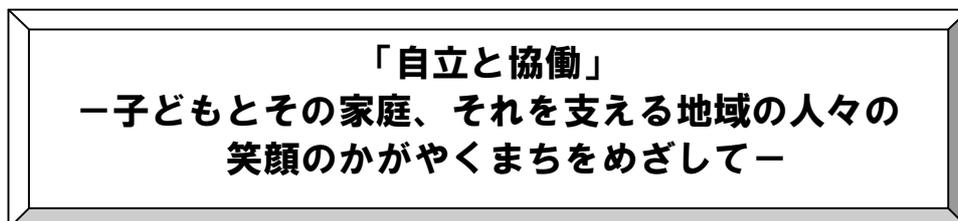
2 計画の基本理念、基本方針

本市における次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度よりスタートし、平成22年度には後期計画として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組むため策定されました。この計画においては、市が実施している施策や事業について、毎年推進状況を検証し、その結果を翌年以降の実施に反映させる動き（PDCAサイクル）を行ってまいりました。

子ども・子育て支援法により策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」については、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を中心としたもので、子ども・子育て支援法の第一条にも「児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって」とあるように、子育て分野のすべてをカバーするものとはなっていません。また、10年間の時限立法となっていた次世代育成支援対策推進法は平成26年4月に10年間の有効期間の延長がなされました。

本市においては、前計画である次世代育成支援後期行動計画の評価と、今後の少子化と育児ニーズの増加・多様化という二つの要素を見定めながら、これまで連続と取り組んできた子ども・子育て分野の事業を今後も円滑に継続して実施していくため、子ども・子育て支援法に基づきつつ、前計画を引き継いで、子育ての中核をなすものとして新計画を策定し、よりよい子育て環境づくりを目指すため、ここに基本理念と基本方針を定めます。

○基本理念



望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではありません。

「家庭」、「地域」、「行政」が少子高齢社会の現状と問題点について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で子育て環境推進に取り組むことが必要です。

このため、「家庭」は、次代を担う子どもを育成する第一義的責任を自覚して子育てや家庭教育に努めなければなりません。「地域」は、以前より困難性が増している子育てしやすいまちづくりについての理解を深め、子どもや子育て家庭を支援することが求められています。「行政」は、子育てをめぐる問題全般を把握し、解決に向けた施策を「家庭」「地域」とともに推進していくことが必要です。

そして、これら三者が自立し協働して、子育てをめぐる様々な課題解決に取り組んでいくことは、これからの子育てしやすいまちづくりのために重要なことです。そのため、新しく策定する「袖ヶ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画）」においても、基本理念を『「自立と協働」 - 子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざして -』と定めることとします。

○基本方針

前計画である次世代育成支援後期行動計画での7項目の基本方針は、計画の基本理念である『「自立と協働」一子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざしてー』の実現に向け、様々な視点から市の子ども・子育て事業分野における施策の推進を目指して掲げられたものです。本計画においても基本理念を引き継ぎ、その実現を目指すため、前計画の基本方針を基に、本計画では以下のように基本方針を掲げます。

◇◇◇ 7項目の基本方針 ◇◇◇

- (1) 結婚・出産・子育てが、持続可能な社会実現のため重要な価値を持つものであることを、地域住民が共通して認識するまちを目指します。
- (2) 家庭・地域・行政が一体で少子化対策に取り組み、活力ある地域社会を目指します。
- (3) 子育て、子育て環境のさらなる向上に努めます。
- (4) 子どもと親がともに育ちあう場の充実に努めます。
- (5) 子どもの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考えます。
- (6) 利用者の視点に立った子育て情報の提供を行い、相談に応じます。
- (7) 子育てが終わった後も住み続けたいと思える、トータルバランスの優れたまちを目指します。

3 施策の体系

少子化の進行や、様々な育児ニーズが増加している現状をふまえ、基本方針に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域子ども・子育て支援事業について見込むことや、健康や教育、生活環境、仕事と家庭の両立、安全の確保、要保護児童への対応といった様々な観点から基本目標を定め施策体系とします。

<施策の体系>

《基本理念》

《基本目標》

《施 策》



※★印は、第4章の「子ども・子育て支援事業計画」で、ニーズ量の見込みと確保方策を記載します。

4 重点事業

計画の策定においては、基本理念の下、方針を定め、これに基づいて施策や事業を実施いたしますが、事業の中には、地域の実情を踏まえ、喫緊に推進を目指すべき事業などがあります。

市ではこれらについて、重点事業として定め、本計画内での実現を目指します。

(1) 地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供と保育所（園）待機児童の解消

本市においては、昭和地区では今後土地区画整理事業に伴う人口増加が予想される一方、他地区では全体的な人口の減少が見られ、地域ごとにニーズの違いが生じることが予想されます。それらのニーズに適切に対応し、教育・保育サービスの提供を行うとともに、保育所（園）待機児童の解消を図ります。

(2) 認定こども園化の推進

市内の教育・保育サービスについては、これまで保育所（園）については定員を上回る利用が多くみられる一方、幼稚園については、全体的に定員にゆとりが見られます。今後は人口の増減など地域の実情を勘案しつつ、多様な市民ニーズに対応し利便性の向上を図るため、認定こども園化を推進し、教育・保育サービスの提供体制が整うよう努めます。

(3) 放課後児童クラブの適正化

放課後児童クラブに所属する小学生は増加の傾向にあります。また、小学生の保護者の多くは、子どもたちが放課後や休日を「安全・安心」に、かつ、自主性を持って遊び・体験できる居場所を求めています。放課後児童クラブはこれらの受け皿として機能するものであり、前計画期間中には、放課後児童クラブの新設や分設など、地域のニーズに合わせた見直しを行いました。今後は各クラブにおける利用状況を注視し、引き続き、需要が供給を上回る場合は適切な見直しを行い児童の育成環境を改善します。

(4) 子ども・子育て家庭の交流の場、協働の場の充実

就学前の子どもの親は、出産・育児により行動範囲が狭まり、人との交流機会が減る傾向があることから、親同士が子ども連れで気軽に交流し、子育てについて話し合える居場所が必要となっています。前計画期間中に、子育て支援拠点施設を整備しましたが、施設の利用状況を注視するとともに、就学前の親子の交流の場として、また、市内の子育て関係団体等が、地域の中で積極的に子育て支援に関わっていただけるような市民協働の地域拠点としての機能を強化します。さらに、市内の子育て支援センターの充実・連携を図ります。

(5) 子育て情報提供の充実と相談機能強化

「子ども」「子育て」をテーマとしたポータルサイト「はっぴー．ネット」を開設しており、子育てに関係する各種情報の提供や、市内子育て団体による各種イベントやサービス等の情報を各団体が発信しています。今後も子育て情報提供の充実及び各団体の子育て支援活動が円滑に実施できるよう運用していきます。また、相談機能を強化しきめ細かく市民のニーズに対応できるよう取り組みます。

(6) 子育て支援ネットワークの推進

子育て関係の担当部署や子育て関係施設、子育て関係NPO・ボランティア等が、子育て環境をめぐる現状を把握し、問題解決に向けて検討する「子育て支援ネットワーク会議」を定期的を開催し、子育て環境推進のために連携して取り組みます。

(7) 家庭・地域の教育力の向上

家庭及び地域の教育力の低下が危惧されている中、学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。

5 施策と事業

1 地域における子育ての支援

目指す方向性

- 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者を減少させます。
- 子育てが地域の人に支えられていると感じる割合を増やします。
- 『放課後や休日を子どもが有意義に過ごしている』と感じる保護者を増やします。

【目標を実現するための取り組み】

家庭 (自助)	●子どもにとって、最も身近で大事な子育て環境は家庭であることを自覚し、子どもの健全育成に努めます。
地域 (共助)	●協働して地域の子どもの健全育成に努めます。 ●地域芸能文化やふるさとの歴史等を子どもに伝えていきます。
行政 (公助)	●子育て環境の現状を把握し、必要な施策を展開します。

1 地域における子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化、女性の社会進出が進む中で、育児を主に担っている母親の負担感が増していることから、子育て支援サービスの充実を図ります。

就学前の子どもの親は様々な子育て上の悩みを抱えています。このため、これらの親同士が子ども連れで気軽に交流でき、さらに、子育てについての相談・助言が受けられる場の充実を図ります。

子育ての負担感を軽減するため、「ファミリー・サポート・センター事業」を引き続き実施し、放課後児童の健全育成については、「放課後児童クラブ」において継続して実施するほか、クラブに所属していない子どもが放課後や休日を有意義に、かつ自主的に過ごせる居場所づくりに取り組んでいきます。また、出産前後の精神的・身体的負担を軽減するための支援について検討します。

子育てに関する情報提供については、広報紙や「子育てポータルサイト」「子育てぶっく」等を活用して、情報量、質ともに充実していきます。また、子育て家庭の経済的負担を考慮して、子ども医療費助成（中学生まで）等を継続して実施します。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-1	★放課後児童クラブの環境改善	蔵波小学校区のクラブの大規模化について適正規模化による環境改善を図ります。	1箇所改善	子育て支援課
1-2	ひらかわ健康福祉支援室管理運営事業	平川地区の身近な地域で保健福祉の相談窓口として保健福祉の専門職員を配置し、相談を実施します。高齢者や要介護者の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援ひらかわサブセンターを併設します。	27年度開設	地域福祉課
1-3	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て団体による情報発信を可能にし、子育て支援活動を円滑に実施できる環境及び子育て情報の充実を図ります。	継続	子育て支援課
1-4	★ファミリー・サポート・センター事業	会員組織の市民協働による子育て援助活動を実施します。	継続	子育て支援課
1-5	中学生までの子どもの医療費助成	子ども医療費助成事業による保険適用医療費自己負担額を助成します。	継続	子育て支援課
1-6	★病後児保育	病気回復期の児童を保育園に看護師等を配置して保育します。	継続	保育課
1-7	★病児保育	病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで病気児童を一時的に保育する病児保育について検討します。	検討	保育課
1-8	★一時預かり事業等	保護者の疾病その他の理由により、一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所（園）において保育を行います。	継続	保育課
1-9	★地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、なかよし広場を実施します。	平川地区1箇所設置	保育課
1-10	★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	継続	子育て支援課
1-11	すきすき絵本タイム事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子の絆を深めるとともに、子どもの心の健やかな発達を支援します。	継続	中央図書館
1-12	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。クラブへ助成します。	継続	子育て支援課
1-13	★幼稚園における預かり保育	私立幼稚園において、保育開始前・終了後等に預かり保育を実施しています。市立幼稚園について、実施を検討します。	検討	学校教育課
1-14	★幼稚園関係施策	市立幼稚園保育料減免、私立幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園児奨励金支給を実施します。	継続	学校教育課

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-15	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保健師巡回相談（保育所（園））、利用者支援事業（★）、教育相談、訪問相談、医療を活用したうぐいす教育相談、就学相談、県立楨の実特別支援学校教諭巡回相談（幼稚園、保育所）を実施します。	継続	子育て支援課 保育課 健康推進課 学校教育課 総合教育センター

2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であることから、子ども・子育て支援事業計画に従って、保育サービスの充実を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-16	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	1箇所整備	子育て支援課
1-17	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	2箇所整備	子育て支援課
1-18	★通常保育	保護者の就業等で保育が必要な児童に保育サービスを実施します。	継続	保育課
1-19	★延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を実施します。	継続	保育課
1-20	★障がい児保育	健全な発達を促進する上で集団保育が必要な軽・中程度の障がい児を保育します。地域総合支援協議会等、地域の関係機関との連携を図ります。	継続	保育課
1-21	★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進	市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ推進します。	推進	子育て支援課 保育課 学校教育課
1-22	★認定こども園化の推進	多様な市民ニーズに対応するため、施設の認定こども園化を推進します。	推進	子育て支援課 保育課
1-23	★私立保育園の支援	一時預かり・延長保育、休日保育等の特別な保育事業について支援します。	継続	保育課
1-24	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の研修の充実、保育所（園）における専門的な人材の育成に努めます。	継続	保育課

3 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進し、各種の子育て支援サービスが、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

具体的には「子育てポータルサイト」の運用により、行政の保有する子育て情報はもとより、市内子育て関係団体が保有する子育て情報・サービスを市民に随時発信する等、子育て情報の充実に努めます。また、子育て関係団体が様々な子育て情報を共有することで、子育て支援活動が円滑に実施できる環境を実現します。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう啓発を進めます。

【具体的事業】 ★は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-25	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実に努めます。	継続	子育て支援課 保育課
1-26	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	青少年の健全育成を図る青少年育成袖ヶ浦市民会議及び地区住民会議を支援します。	継続	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-3 【再掲】	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て団体による情報発信を可能にし、子育て支援活動を円滑に実施できる環境及び子育て情報の充実に努めます。	継続	子育て支援課
1-4 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	会員組織の市民協働による子育て援助活動を実施します。	継続	子育て支援課

4 子どもの健全育成

地域社会における児童・生徒の減少は子ども同士の交流を希薄にし、さらに遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。したがって放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進していく必要があります。

公民館の少年を対象とした講座や、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組んでいきます。また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後子ども総合プランも踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進します。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-27	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体で子どもを育む活動の推進を図ります。	継続	市民会館 各公民館
1-28	放課後子供教室推進事業	地域ボランティア等による放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	継続	生涯学習課
1-29	★保育所（園）の園庭開放	保育所（園）に入所していない親子に園庭を開放し、地域の子どもの触れ合い、交流の場を提供します。	継続	保育課
1-30	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	継続	子育て支援課
1-31	保育所（園）地域活動事業	世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	継続	保育課
1-32	青少年教育推進事業	子ども向け講座を開催します。	継続	市民会館 各公民館
1-33	学校体育施設開放事業	市内小・中学校の体育施設を開放します。	継続	体育振興課
1-34	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの共催を実施します。	継続	子育て支援課 保育課
1-35	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	地域ごとに親子や仲間ですら軽スポーツ、レクリエーションを実施します。市内5地区のクラブで活動を拡充していきます。	継続	体育振興課
1-1 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	蔵波小学校区のクラブの大規模化について適正規模化による環境改善を図ります。	1箇所改善	子育て支援課
1-12 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。クラブへ助成します。	継続	子育て支援課

II 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

目指す方向性

- 妊娠・出産・健診の経過に対する満足度を上昇させます。
- 子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合を増やします。

【目標を実現するための取り組み】

家庭 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して妊娠・出産が迎えられるよう母子共に健康づくりに努めます。 ●保健対策の正しい知識を得るように努めます。
地域 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活を通して、子どもの健やかな成長を見守ります。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ●母子等の健康を維持・増進するため、現状を把握し、必要な施策を展開します。

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

母性並びに乳幼児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育分野との連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が必要です。

また、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえ、母子保健計画策定指針に基づき袖ヶ浦市次世代育成支援行動計画の一部に母子保健計画を組み込み、切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援体制の構築と母子保健サービスの充実を図ります。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-1	妊娠・出産に関する安全性と快適な環境づくりの推進	安心して妊娠、出産できる環境整備とハイリスク妊婦への対応を強化します。妊婦一般健康診査受診券14回分を母子手帳交付時に交付しています。	継続	健康推進課
2-2	妊産婦及び新生児の健康への支援	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦への保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	継続	健康推進課
2-3	乳幼児の生活習慣の確立と生活習慣病予防の支援	乳幼児期にあわせた生活習慣（食事・歯科・生活リズム）について乳幼児の教室・健診等で指導を行います。生活習慣病を予防するために小児期からのメタボリックシンドローム予防の視点で子どもの肥満・やせの保健指導を行います。	継続	健康推進課
2-4	乳幼児の事故防止対策に関する啓発の強化	乳幼児の発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	継続	健康推進課

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-5	予防接種の接種率向上	感染症予防のため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるように予防接種に関する情報提供や相談・指導を行います。	継続	健康推進課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増加等の問題に対応するため、性に関する健全な意識を培うこととあわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育のほか、10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策を進めることが必要なことから、学童期・思春期における児童生徒の心のケアのための相談体制の充実等を図ります。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-6	性に関する正しい知識の啓発・指導	保健所等関係機関との連携を密にし、望まれぬ妊娠の減少、性感染症予防等、性に対する正しい知識の啓発・指導を行います。	継続	学校教育課
2-7	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	地域・学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	継続	学校教育課
2-8	学校教育と関係機関の連携強化	家庭を基礎として地域・学校との円滑な支援のため連携を強化します。スクールカウンセラーの配置、各種相談機関と連携した相談活動を行います。	継続	学校教育課

3 食育等の推進

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じています。このような現状の下、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会確保や情報提供を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会確保や情報提供を進めます。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-9	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	食育基本法を受け、生涯の健康づくりの基盤となる乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	継続	健康推進課 保育課 学校教育課
2-10	栄養・食生活に関する情報発信、学習や相談の場の提供	保健センターや学校等で食に関する指導のほか、食生活改善推進員による普及・啓発等を実施します。	継続	健康推進課

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-11	食環境の整備推進	栄養成分表示制度について、地域への普及啓発を図ります。	継続	健康推進課
2-12	学童・思春期の生活習慣病予防の支援	生活習慣病予防のための健康相談を実施します。	継続	健康推進課

4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークをすることにより、地域等が親子を見守り支える機運醸成が必要です。そのため、母子保健関係者は、日常の活動を通じて、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築が必要であり、地域での身近な子育てを支援します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
2-13	地域での身近な子育て支援	生後6～8か月の乳児へ母子保健推進員による訪問を実施し、地域の目となって、子育ての悩みや相談を拾い上げ、市の専門職へ繋げます。市で行っている健診や子育て支援の情報提供を行います。	継続	健康推進課
1-25 【再掲】	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	継続	子育て支援課 保育課

III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

目指す方向性

- 子どもの生きる力の育成に向けた地域の教育環境が整備されていると感じる人を増やします。
- 子どもが自然・社会・文化などの体験をしやすい環境であると感じる人を増やします。

【目標を実現するための取り組み】

家庭 (自助)	<ul style="list-style-type: none">●家庭を持ち、親となる役割や喜びを、子どもが実感できる家族関係を構築します。●子どもの教育の原点が家庭にあることを自覚し、子どもの教育に努めます。
地域 (共助)	<ul style="list-style-type: none">●『地域の子ども』を育む気持ちを持ち、子育て家庭に理解を示します。●学校、家庭と連携し、地域全体で子どもの教育に取り組みます。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">●結婚して家庭を築き、子どもを育むことの価値を、共通して認識するよう啓発します。●学校教育や社会教育のほか、地域とも連携して教育力向上に努めます。

1 次代の親の育成

現在の少子化社会の到来は、高学歴化や女性就業率の上昇等による晩婚化や、仕事と生活の両立を支援する社会制度等の要因もありますが、結婚して家庭を築き、子どもを持つことへの価値観が共有されていないことも大きな要因として考えられています。

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることは、「活力ある社会を維持する上で重要なことであり、価値がある」ことを様々な機会を捉え普及啓発する必要があります。

このため、各分野の関係機関が連携しつつ効果的な取り組みを推進します。

特に、中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
3-1	家庭教育総合推進事業	様々な機会を利用して家庭教育に関する学習機会の提供及び支援や、家庭教育フォーラム等の県主催の家庭教育支援事業に協力します。子育て知識の習得と親同士の交流を図るため、幼児家庭教育学級、地域家庭教育学級、中学校家庭教育学級を各公民館等で実施します。	継続	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	継続	学校教育課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(ア) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度など「確かな学力」の育成を図るため、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導や指導方法の一層の充実が必要です。このため、小中学校に「基礎学力向上支援教員」を配置するほか、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

また、国際化、情報化に対応した教育にも取り組みます。

(イ) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、多様な体験活動を推進します。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校には、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークで対応します。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び態度を育成します。

(エ) 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得た学校運営の改善等を図り、社会総がかりで子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の推進が必要です。学校評議員制度や学校評価の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を引き続き図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の管理を適切に行っていきます。あわせて、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体と連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備します。

(オ) 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
3-3	国際理解教育推進事業	外国語指導助手を全小中学校に配置します。国際理解教育を推進します。	継続	総合教育センター
3-4	情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業	高度情報通信社会に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育成します。また、情報モラルに関する指導を実施します。	継続	学校教育課 総合教育センター
3-5	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	基礎学力向上のためのきめ細かな指導を行うため、小中学校に支援教員を配置します。	継続	学校教育課
3-6	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	継続	学校教育課
3-7	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	継続	学校教育課
3-8	学校音楽鑑賞教室の開催	小中学生に優れた音楽鑑賞の機会を提供します。	継続	生涯学習課
3-9	読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	読書指導員の配置などによる学校図書館の機能の向上と調べ学習への取り組みなど読書教育の充実に努めます。	継続	学校教育課 総合教育センター
3-10	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	継続	学校教育課
3-11	スポーツ・レクリエーションの組織充実・連携、指導者養成等	総合型地域スポーツクラブの推進、スポーツ教室の実施、スポーツ・健康についての広報活動を充実します。	継続	体育振興課
3-12	小中学校体験活動推進事業	自然の中での困難体験や生活体験を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい児童生徒を育成します。	継続	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

(ア) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援の強化が必要となっています。課題を抱える家庭への訪問等を学校など関係機関と連携して行います。また、生活習慣づくりについて、中高生以上への普及啓発を推進します。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ることにより、地域の教育力の向上を図り、活力ある地域づくりにつなげるよう取り組んでいきます。また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後子ども総合プランも踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進します。

【具体的事業】 ★は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
3-13	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	継続	学校教育課
3-14	ねがたオープンキャンパス（ねこまる）	地域の若者たちが仲間作りをするとともに、公民館登録サークルや地域の方々の協力を得て根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習相談を行うことで、参加者間の交流を図ります。	継続	根形公民館
3-1 【再掲】	家庭教育総合推進事業	様々な機会を利用して家庭教育に関する学習機会の提供及び支援や、家庭教育フォーラム等の県主催の家庭教育支援事業に協力します。子育て知識の習得と親同士の交流を図るため、幼児家庭教育学級、地域家庭教育学級、中学校家庭教育学級を各公民館等で実施します。	継続	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2 【再掲】	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	継続	学校教育課

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-1 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	蔵波小学校区のクラブの大規模化について適正規模化による環境改善を図ります。	1箇所改善	子育て支援課
1-12 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。クラブへの助成をします。	継続	子育て支援課
1-28 【再掲】	放課後子供教室推進事業	地域ボランティア等による放課後の子どもの居場所づくりを推進します。	継続	生涯学習課

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要があります。

また、スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進が必要です。

さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、情報モラルに関する指導を推進します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
3-4 【再掲】	情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業	高度情報通信社会に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育成します。また、情報モラルに関する指導を実施します。	継続	学校教育課 総合教育センター

IV 子育てを支援する生活環境の整備

目指す方向性

■生活環境について、満足と感じる子育て世帯の割合を増やします。

1 安全な道路交通環境の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路については、移動等の円滑化を推進することが望ましいとされています。また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
4-1	あんしん歩行エリアの整備	主に市街地の保育所、幼稚園、小学校、住区基幹公園等があり、交通事故の多い地域を「あんしん歩行エリア」に指定し、総合的な事故抑止対策を実施します。	継続	土木建設課
4-2	安全な道路交通環境の整備	「あんしん歩行エリア」外の通学路を中心に、歩道の整備を推進し、生活圏内の通過車両進入と速度抑制のため、対策を実施します。	29年度まで継続	土木建設課
4-3	「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備	「市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として位置付けた長浦駅周辺地区及び袖ヶ浦駅周辺地区のバリアフリー整備を推進します。	継続	土木建設課

2 安心して外出できる環境の整備

(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

妊産婦、乳幼児連れ等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要です。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取り組み等を行い、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を推進します。

(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を推進します。

(ウ) 安全・安心なまちづくりの推進等

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を推進します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
4-4	公園・児童遊園の整備	袖ヶ浦公園、百目木公園のバリアフリー化、道路及び公園のバリアフリー化を図るとともに街路樹や公園樹木の下枝処理等の見通しの良い環境整備に努め交通事故や犯罪の防止を図ります。	継続	都市整備課
4-3 【再掲】	「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備	「市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として位置付けた長浦駅周辺地区及び袖ヶ浦駅周辺地区のバリアフリー整備を推進します。	継続	土木建設課

V 職業生活と家庭生活との両立の支援

目指す方向性

- 仕事と生活のバランスが図られていると感じる人を増やします。
- 仕事・育児・プライベートの希望と現実の差をなくします。

【目標を実現するための取り組み】

家庭 (自助)	●育児・家事について男女が協働します。
地域 (共助)	●事業所を中心に、子育てにやさしい就業環境を目指します。
行政 (公助)	●男性が家事・育児に協力できる就業環境・地域社会実現に向け、啓発に取り組みます。

1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

これまで国や地方自治体は、仕事と家庭生活の両立を支援するため保育サービスやその他の子育て支援サービスの拡充に努めてきましたが、これだけでは出生率の低下を食い止めることはできませんでした。少子化対策は様々な取り組みが必要ですが、夫の育児に対する理解と協力、さらにそれを可能にする、子育てにやさしい就業環境の実現が必要とされています。

育児休業制度等、子育てにやさしい企業の取り組みは、以前より改善されてはいるものの、就労環境にはまだ問題が残されています。

このため、地域の労働者、事業主、地域住民が仕事と生活の調和の実現に向けて相互に理解し、子育てを支援する取り組みを社会全体の運動として啓発を進めます。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
5-1	ワークライフバランスの環境改善に向けた啓発活動	地域の労働者、事業主、地域住民が仕事と生活の調和の実現のための啓発活動を実施します。	継続	子育て支援課 商工観光課 市民活動支援課
5-2	男女共同参画推進事業	男女が互いの人権を尊重し、共に支える社会を目指して、セミナーや情報誌発行等の啓発活動を実施します。	継続	市民活動支援課
5-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画策定と運用	特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	継続	総務課

2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和の実現に向け、様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、さらにファミリー・サポート・センター事業等を通して、多様な働き方に対応した子育て支援など子ども・子育て支援事業計画に従い、必要な措置を展開します。

【具体的事業】 ★は子ども・子育て支援事業計画

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
1-1 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	蔵波小学校区のクラブの大規模化について適正規模化による環境改善を図ります。	1箇所改善	子育て支援課
1-6 【再掲】	★病後児保育	病気回復期の児童を保育園に看護師等を配置して保育します。	継続	保育課
1-7 【再掲】	★病児保育	病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで病気児童を一時的に保育する病児保育について検討します。	継続	保育課
1-8 【再掲】	★一時預かり事業等	保護者の疾病その他の理由により、一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所（園）において保育を行います。	継続	保育課
1-10 【再掲】	★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	継続	子育て支援課
1-12 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。クラブへ助成します。	継続	子育て支援課
1-13 【再掲】	★幼稚園における預かり保育	私立幼稚園において、保育開始前・終了後等に預かり保育を実施しています。市立幼稚園について、実施を検討します。	検討	学校教育課
1-16 【再掲】	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	1箇所整備	子育て支援課
1-17 【再掲】	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	2箇所整備	子育て支援課
1-18 【再掲】	★通常保育	保護者の就業等で保育が必要な児童に保育サービスを実施します。	継続	保育課
1-19 【再掲】	★延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を実施します。	継続	保育課
1-20 【再掲】	★障がい児保育	健全な発達を促進する上で集団保育が必要な軽・中程度の障がい児を保育します。地域総合支援協議会等、地域の関係機関との連携を図ります。	継続	保育課
1-21 【再掲】	★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進	市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ推進します。	推進	子育て支援課 保育課 学校教育課
1-22 【再掲】	★認定こども園化の推進	多様な市民ニーズに対応するため、施設の認定こども園化を推進します。	推進	子育て支援課 保育課
1-23 【再掲】	★私立保育園の支援	一時預かり・延長保育、休日保育等の特別な保育事業について支援します。	継続	保育課

VI 子どもの安全の確保

目指す方向性

- 子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる人を増やします。
- 地域における防犯活動が活発であると感じる人を増やします。

【目標を実現するための取り組み】

家庭 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭で、交通安全について子どもを教育します。 ●子どもの安全に常に関心を持つとともに、家庭において子どもを教育します。
地域 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子どもの交通安全に関心を持ち、身近な安全指導に努めます。 ●子どもを犯罪被害から守るための活動に、地域住民で取り組みます。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> ●各種の活動を通して、交通安全の啓発・指導に努めます。 ●子どもを犯罪被害から守るための体制充実を図ります。

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、保育所、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的かつ体系的に推進します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
6-1	交通安全教育指導事業	幼児、小・中学生に正しい交通ルールとマナーが身につくよう交通安全教室を実施します。	継続	市民活動支援課
6-2	交通安全啓発事業	交通安全連絡協議会・交通安全母の会を中心に交通安全啓発活動を実施します。	継続	市民活動支援課

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有した上で連携して防犯活動等に取り組みます。また、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や学校安全ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進します。

また、子どもが危険に感じたときに保護を求められる場所として、「子ども110番連絡所」を市内に432箇所設けていますが、今後も拡充していきます。不審者情報が関係機関に寄せられた場合は、市民生活安全メールやFAX、電話等で、情報を市内子育て関係機関等に提供し、注意を喚起します。子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習も継続して実施します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
6-3	自主防災活動	保育所（園）、幼稚園、小中学校等において、避難訓練等を定期的実施します。各種防災マニュアルを整備します。	継続	保育課 学校教育課
6-4	不審者情報の提供	市民生活安全メール、学校連絡メール、FAX、電話等で不審者情報を市内子育て関係機関等に提供します。	継続	子育て支援課 保育課 学校教育課
6-5	防犯・交通安全ボランティアへの支援	防犯・交通安全ボランティアに対して、警察の協力を得ながら講習会等を実施し、活動を支援します。	継続	市民活動支援課
6-6	各種パトロール	地域安全パトロール、学校安全パトロール、交通安全パトロールを実施します。	継続	市民活動支援課 学校教育課 総合教育センター
6-7	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる親子学習等を実施します。	継続	保育課 総合教育センター
6-8	小中学校における児童生徒の防犯講習会・啓発	警察と連携して小中学校で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	継続	市民活動支援課 総合教育センター
6-9	子ども110番連絡所	子どもの緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども110番連絡所」の設置の拡大を図ります。	継続	学校教育課
6-10	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	継続	学校教育課

3 被害にあった子どもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもについて、カウンセリングや保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施しており、今後もその充実を図ります。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
6-11	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	継続	子育て支援課 保育課 学校教育課
3-6 【再掲】	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	継続	学校教育課
3-7 【再掲】	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	継続	学校教育課

VII 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

目指す方向性

■子どもを地域全体で見守っていると感じる人を増やします。

【目標を実現するための取り組み】

家庭 (自助)	●育児や生活上の悩み事は、進んで関係機関に相談し改善を図ります。
地域 (共助)	●児童虐待の疑いがある家庭については、確信がなくても子どもの安全を第一に考え、関係機関に通報します。
行政 (公助)	●児童虐待の通報や疑いがある家庭を発見した場合は、早期に子どもの安全を確認した上で、必要な指導・対策に取り組み、解決を図ります。

1 児童虐待防止対策の充実

(ア) 関係機関との連携等

児童虐待防止対策の実行性を最大限に発揮させるためには、地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し取り組むことが極めて重要です。このため市では、福祉関係者、保健、教育、警察、主任児童委員等の関係機関からなる「児童福祉支援対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に一体的に取り組んでいます。また、専門性を有する職員を配置し、児童虐待への対応機能を強化しています。このほか、児童相談所の持っている相談対応や援助技術等の提供等により、相談体制の強化を図ります。

(イ) 発生予防、早期発見・早期対応等

児童虐待は発生予防と、発生した場合の早期発見・早期対応が重要であることから、児童福祉担当部局と母子保健担当部局、さらに保育所・幼稚園・学校等の間で常に緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応、虐待ケースの早期発見・早期対応に努めています。

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭等の居住実態が把握できない子どもについては、子どもに関わる関係部署等連携して当該家庭の実態を把握するとともに、「児童福祉支援対策地域協議会」において関係機関と情報を共有し、対応に努めます。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
7-1	市児童福祉支援対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期的開催します。保育所等子育て関係機関との連携を図ります。	継続	子育て支援課
7-2	児童虐待に対する相談の充実	家庭相談員が定例相談（月～金曜日）及び必要に応じ訪問相談等を実施します。	継続	子育て支援課
7-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。解決困難ケースについては援助依頼等を行い子どもの安全を図ります。	継続	子育て支援課
7-4	児童虐待防止マニュアルの活用と関係機関における運用の徹底	虐待防止マニュアルを活用し、関係機関と共通理解のもと、相談援助活動を行います。	継続	子育て支援課
7-5	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、保育所等子育て関係機関との連携を図ります。	継続	子育て支援課

2 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加している中で、母子家庭等における児童の健全育成を図るために、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策について、母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

具体的には、所得が一定額以下の家庭に対し児童扶養手当や、母親等の大人を含めた医療費助成等を行うことで経済基盤の安定を図るとともに、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付、就職のための職業訓練費用の助成を行います。

これらの制度の情報提供や、生活全般についての相談のため、母子・父子自立支援員による自立支援相談を実施します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
7-6	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	母子家庭の母等の自立就業相談等を実施します。	継続	子育て支援課
7-7	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等が保険適用医療を受けた際の自己負担額の一部を助成します。	継続	子育て支援課
7-8	母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活援護資金の貸付	福祉資金・生活援護資金の貸付を行います。	継続	子育て支援課
7-9	要保護・準要保護児童生徒に援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	継続	学校教育課

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
7-10	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合、母子生活支援等への入所を図ります。	継続	子育て支援課

3 障がい児施策の充実

障がい児施策にあっては、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見が効果的であることから、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等などの取り組みを実施します。

また、経済基盤の安定を図るため、障がい児の家庭には在宅福祉サービスの提供や、特別児童扶養手当の支給、医療費助成等を行います。

小中学校においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要であることから、特別支援教員を全小中学校に配置して支援します。また、軽度の言語障害などを持つ児童には通級指導を行います。

保育所においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受入れており、放課後児童健全育成事業においても公立は受入れを実施しています。民間運営のクラブには、障がい児受入加算を設け、障がい児の受入れを促進します。

【具体的事業】

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
7-11	療育支援	療育に関する相談支援、療育（心理、言語、運動）に関する支援及び施設（保育所、幼稚園等）への訪問指導支援を実施します。	継続	障がい者支援課
7-12	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障がい児受入れクラブに補助金を加算します。	継続	子育て支援課
7-13	通級による指導	軽度の言語障害及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	継続	学校教育課
7-14	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援を必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	継続	学校教育課
7-15	重度心身障がい者（児）医療費等の支給	重度心身障がい者（児）が保険適用医療を受けた際の自己負担額を支給します。	継続	障がい者支援課
7-16	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのある子どもが住み慣れた地域で生活できるよう、（児童）居宅介護、（児童）デイサービス、（児童）短期入所を実施します。	継続	障がい者支援課

NO	事業名	事業内容	取り組み	担当課
7-17	心身障がい児の更生施設、療護施設への入所	家庭での養育困難な心身障がい児について、児童相談所と連携して入所を支援します。	継続	障がい者支援課
7-18	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	継続	学校教育課
7-19	巡回相談員の派遣	幼・保・小・中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童、生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	継続	学校教育課
1-20 【再掲】	障がい児保育	健全な発達を促進する上で集団保育が必要な軽・中程度の障がい児を保育します。地域総合支援協議会等、地域の関係機関との連携を図ります。	継続	保育課

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

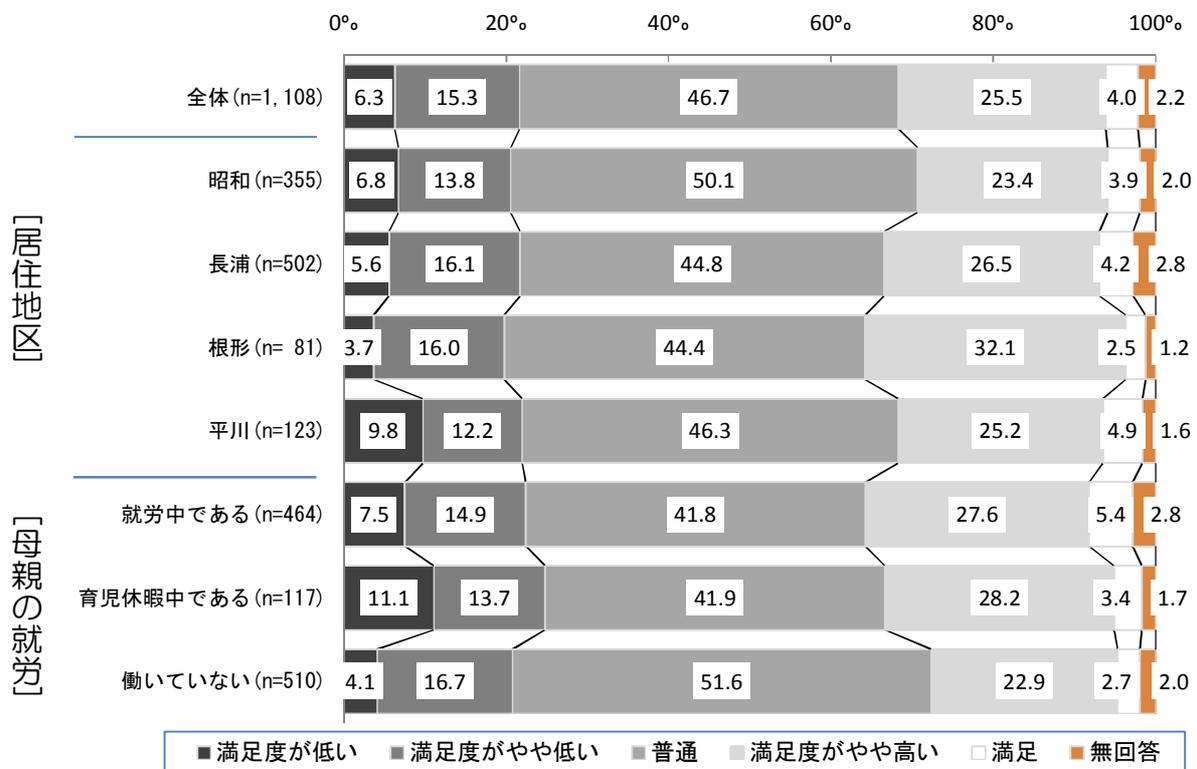
1 子ども・子育てニーズ調査

平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。新制度では、これまで以上に安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくために「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」「保育の量的拡大」を図る必要があることから、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービスの確保を行うことを目的とした「子ども・子育て支援事業計画」の策定が自治体に義務化されました。

この事業計画の策定に必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

ニーズ調査は、平成25年11月から12月にかけて、市内の就学前児童のいる世帯2,000世帯を対象に実施しました。調査票は郵送で配布し、1,108世帯分回収しました。回収率は、55.4%でした。

(1) 子育て施策についての満足度



ニーズ調査においては、子育ての環境や支援への満足度をたずねています。全体としては約3割が満足度が高く、約2割が満足度が低い傾向が見られます。この傾向については、居住地区別、または母親の就労状況別でも、概ね同様であることが分かります。

(2) 主な親族等協力者の状況(上段:人数(人)、下段:割合(%))

		回答者数	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもを預ける友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
全体		1108 100.0	350 31.6	661 59.7	37 3.3	132 11.9	133 12.0	15 1.4
地区	昭和	355 100.0	113 31.8	214 60.3	8 2.3	37 10.4	40 11.3	5 1.4
	長浦	502 100.0	135 26.9	308 61.4	18 3.6	57 11.4	66 13.1	8 1.6
	根形	81 100.0	34 42.0	43 53.1	5 6.2	13 16.0	9 11.1	2 2.5
	平川	123 100.0	55 44.7	70 56.9	6 4.9	17 13.8	11 8.9	0 0.0
母親の就労	就労中である	464 100.0	164 35.3	265 57.1	21 4.5	59 12.7	46 9.9	6 1.3
	育児休暇中である	117 100.0	28 23.9	80 68.4	2 1.7	9 7.7	11 9.4	1 0.9
	働いていない	510 100.0	149 29.2	309 60.6	13 2.5	61 12.0	74 14.5	7 1.4

協力者の状況について地区ごとに見ると、いずれの地区でも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が5割を超えて最も多くなっていますが、根形地区・平川地区が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が4割台と、高くなっています。また、長浦地区では「いずれもない」との回答が13.1%と地区別では最も高くなっています。

母親の働き方別に見ると、就労中である方は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が35.3%と高く、日常的に子どもをみてもらえる環境があることが就労の助けとなっていることが分かります。

(3) 祖父母等の親族に子どもをみてもらうことへの考え(上段:人数(人)、下段:割合(%))

		回答者数	祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる	祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である	祖父母等の親族の時間的制約や精神的負担が大きく心配である	自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	その他	無回答
全体		921 100.0	501 54.4	205 22.3	207 22.5	238 25.8	78 8.5	36 3.9	5 0.5
地区	昭和	296 100.0	159 53.7	69 23.3	71 24.0	83 28.0	20 6.8	6 2.0	4 1.4
	長浦	412 100.0	221 53.6	93 22.6	90 21.8	99 24.0	29 7.0	23 5.6	1 0.2
	根形	68 100.0	38 55.9	20 29.4	18 26.5	18 26.5	10 14.7	1 1.5	0 0.0
	平川	108 100.0	59 54.6	19 17.6	22 20.4	30 27.8	15 13.9	4 3.7	0 0.0
母親の就労	就労中である	396 100.0	207 52.3	100 25.3	93 23.5	123 31.1	36 9.1	19 4.8	2 0.5
	育児休暇中である	102 100.0	47 46.1	20 19.6	30 29.4	27 26.5	6 5.9	4 3.9	0 0.0
	働いていない	409 100.0	241 58.9	82 20.0	81 19.8	83 20.3	33 8.1	13 3.2	3 0.7

祖父母等の親族に子どもをみてもらうことへの考えについて地区ごとに見ると、いずれの地区でも「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」との回答が5割を超えて最も多くなっていますが、平川地区では「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」との回答が他地区より低く1割台にとどまっているのに対し、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」との回答は根形地区の14.7%、平川地区の13.9%と高くなっています。

母親の働き方別に見ると、育児休暇中の方は「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」との回答が46.1%と他の働き方より低い一方、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」との回答では29.4%と最も高くなっており、結果的に心配なく預けられる環境がなかったことが育児休暇の取得につながっているのではないかと推察されます。

(4) 気軽に相談できる相談者の状況(上位5回答、上段：人数(人)、下段：割合(%))

		回答者数	の親族 祖父母等	友人や知人	保育士	幼稚園教諭	近所の人
全体		993 100.0	838 84.4	783 78.9	214 21.6	158 15.9	157 15.8
地区	昭和	312 100.0	269 86.2	250 80.1	57 18.3	55 17.6	58 18.6
	長浦	452 100.0	381 84.3	348 77.0	96 21.2	73 16.2	74 16.4
	根形	73 100.0	58 79.5	58 79.5	20 27.4	12 16.4	6 8.2
	平川	114 100.0	95 83.3	92 80.7	32 28.1	17 14.9	11 9.6
母親の就労	就労中である	418 100.0	345 82.5	325 77.8	168 40.2	56 13.4	46 11.0
	育児休暇中である	103 100.0	94 91.3	83 80.6	24 23.3	4 3.9	19 18.4
	働いていない	459 100.0	393 85.6	365 79.5	22 4.8	96 20.9	90 19.6

気軽にできる相談者の状況の上位5回答について見ると、いずれも「祖父母等の親族」、「友人や知人」が高くなっていますが、根形地区・平川地区では「保育士」との回答が全体に比べて5ポイント以上高い一方、「近所の人」については1割を下回る結果となっています。

母親の就労別では、就労中である方については「保育士」との回答が4割を超えて高く、また働いていない方では「幼稚園教諭」が20.9%と全体を5.0ポイント上回っており、それぞれの暮らし方の中で、大きな役割を担っていることが分かります。

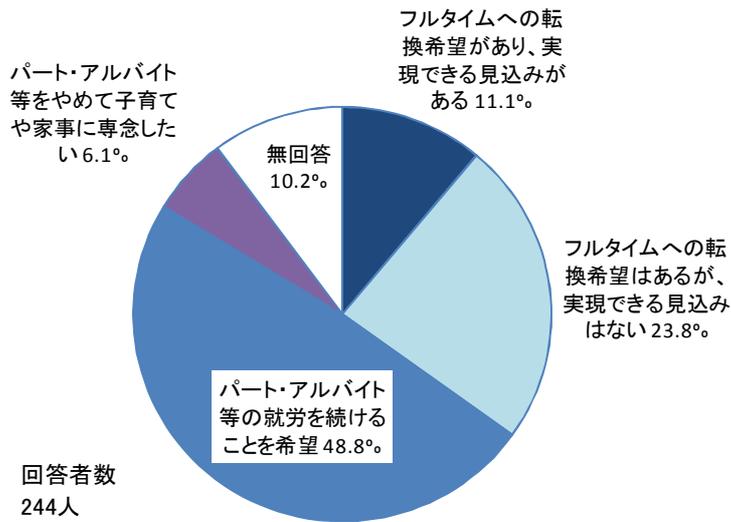
(5) 母親の就労状況（上段：人数（人）、下段：割合（%））

		回答者数	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
全体		1108 100.0	237 21.4	100 9.0	227 20.5	17 1.5	477 43.1	33 3.0	17 1.5
地区	昭和	355 100.0	81 22.8	44 12.4	67 18.9	2 0.6	152 42.8	9 2.5	0 0.0
	長浦	502 100.0	107 21.3	38 7.6	105 20.9	6 1.2	224 44.6	14 2.8	8 1.6
	根形	81 100.0	15 18.5	6 7.4	15 18.5	1 1.2	41 50.6	3 3.7	0 0.0
	平川	123 100.0	25 20.3	10 8.1	37 30.1	3 2.4	40 32.5	3 2.4	5 4.1

母親の就労状況を見ると「以前は就労していたが、現在は就労していない」が43.1%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護・その他休業中ではない」が21.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護・その他休業中ではない」が20.5%となっています。

地区別に見ると、平川地区では「以前は就労していたが、現在は就労していない」との回答が32.5%と他地区より低く、一方で、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業等ではない」との回答は30.1%となっています。

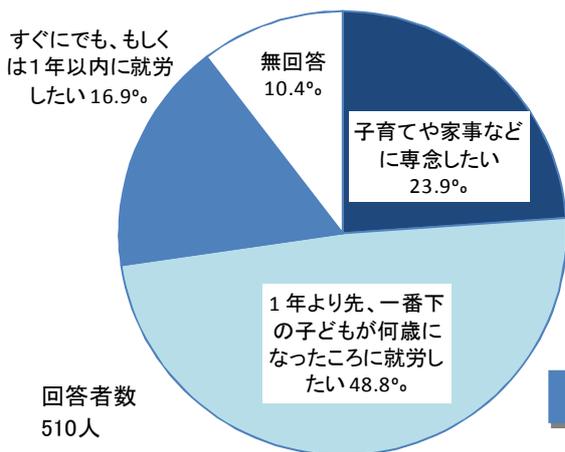
○パート・アルバイト等で就労している母親について



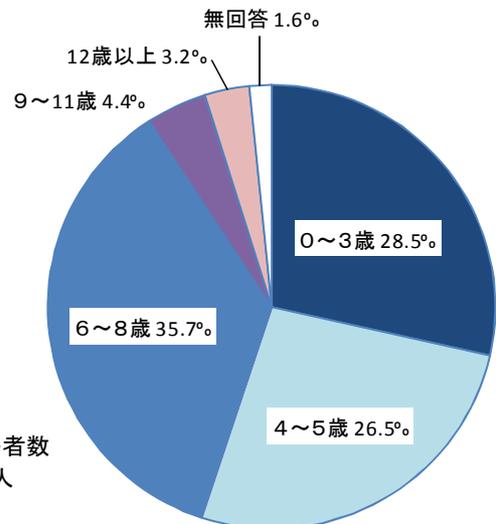
母親のパートタイムからフルタイム勤務への意向を見ると「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が48.8%で最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがない」が23.8%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が11.1%となっています。

○現在就労していない母親について

■ 今後の就労希望



■ 一番下の子の年齢



就労していない母親に対して今後の就労希望を聞いたところ、「1年より先、一番下の子どもが何歳になったときに就労したい」が48.8%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が16.9%です。就労時期となる子どもの年齢としては「6～8歳」が35.7%、「0～3歳」が28.5%、「4～5歳」が26.5%の順となっています。

(6) 定期的な教育・保育事業の利用状況（上段：人数（人）、下段：割合（%））

		回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	家庭的保育(保育ママ)	事業所内保育施設	その他認可外の保育施設	居宅訪問型保育	センター	ファミリー・サポート・その他	無回答
全体		724 100.0	349 48.2	28 3.9	333 46.0	1 0.1	29 4.0	1 0.1	0 0.0	3 0.4	19 2.6	4 0.6
地区	昭和	227 100.0	115 50.7	16 7.0	98 43.2	1 0.4	8 3.5	1 0.4	0 0.0	0 0.0	7 3.1	1 0.4
	長浦	340 100.0	170 50.0	9 2.6	148 43.5	0 0.0	20 5.9	0 0.0	0 0.0	3 0.9	7 2.1	2 0.6
	根形	51 100.0	27 52.9	1 2.0	24 47.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	平川	84 100.0	27 32.1	2 2.4	53 63.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 6.0	0 0.0
母親の就労	就労中である	406 100.0	113 27.8	20 4.9	270 66.5	1 0.2	25 6.2	1 0.2	0 0.0	1 0.2	3 0.7	2 0.5
	育児休暇中である	45 100.0	7 15.6	1 2.2	30 66.7	0 0.0	3 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 8.9	1 2.2
	働いていない	258 100.0	222 86.0	7 2.7	25 9.7	0 0.0	1 0.4	0 0.0	0 0.0	2 0.8	12 4.7	1 0.4

定期的な教育・保育事業の利用状況について地区別に見ると、平川地区で「認可保育所」との回答が63.1%と高い一方、「幼稚園」は32.1%と低くなっています。

母親の就労別に見ると、就労中である方と育児休暇中である方で「認可保育所」との回答が6割台であるのに対し、働いていない方では「幼稚園」との回答が高くなっています。

「幼稚園」と「認可保育所」以外の回答では「事業所内保育施設」が最も高く4.0%となっていますが、回答は長浦地区または昭和地区に集中しています。

(7) 定期的な教育・保育事業を利用していない理由(上段:人数(人)、下段:割合(%))

		全体	利用する必要がない	子どもの祖父母や親戚の人がみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	利用したいが、保育・教育の事業に空きがない	利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	子どもがまだ小さいため	その他	無回答
全体		377 100.0	169 44.8	46 12.2	0 0.0	22 5.8	25 6.6	4 1.1	3 0.8	179 47.5	45 11.9	5 1.3
地区	昭和	124 100.0	55 44.4	15 12.1	0 0.0	9 7.3	9 7.3	2 1.6	2 1.6	61 49.2	18 14.5	2 1.6
	長浦	160 100.0	71 44.4	15 9.4	0 0.0	10 6.3	9 5.6	1 0.6	1 0.6	76 47.5	16 10.0	3 1.9
	根形	30 100.0	14 46.7	4 13.3	0 0.0	1 3.3	3 10.0	0 0.0	0 0.0	14 46.7	4 13.3	0 0.0
	平川	38 100.0	19 50.0	8 21.1	0 0.0	1 2.6	3 7.9	1 2.6	0 0.0	13 34.2	6 15.8	0 0.0
母親の就労	就労中である	53 100.0	9 17.0	27 50.9	0 0.0	7 13.2	8 15.1	2 3.8	1 1.9	25 47.2	4 7.5	0 0.0
	育児休暇中である	71 100.0	24 33.8	3 4.2	0 0.0	5 7.0	0 0.0	1 1.4	0 0.0	33 46.5	13 18.3	0 0.0
	働いていない	251 100.0	136 54.2	16 6.4	0 0.0	10 4.0	16 6.4	1 0.4	2 0.8	120 47.8	28 11.2	5 2.0

定期的な教育・保育の事業を利用していない理由としては、全体では「子どもがまだ小さいため」「利用する必要がない」との回答が4割台で高くなっています。

地区別に見ると、回答者数が少ない状況ですが、平川地区では「子どもがまだ小さいため」との回答が34.2%と低いのに対し、「利用する必要がない」は50.0%と高く、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」との回答も21.1%と4地区で最も高くなっています。

母親の就労別に見ると、就労中である方は「子どもの祖父母や親戚の人がみている」との回答が50.9%である他、「利用したい」と思っている理由の回答としては、「経済的な理由で事業を利用できない」が15.1%、「保育・教育の事業に空きがない」が13.2%などとなっており、全体より高くなっています。

(8) 定期的な教育・保育事業の利用希望（上段：人数（人）、下段：割合（%））

		回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
全体		1108 100.0	682 61.6	255 23.0	529 47.7	155 14.0	44 4.0	27 2.4	109 9.8	68 6.1	13 1.2	17 1.5
地区	昭和	355 100.0	221 62.3	97 27.3	183 51.5	51 14.4	18 5.1	8 2.3	44 12.4	23 6.5	4 1.1	3 0.8
	長浦	502 100.0	307 61.2	108 21.5	218 43.4	64 12.7	20 4.0	14 2.8	48 9.6	34 6.8	6 1.2	8 1.6
	根形	81 100.0	52 64.2	20 24.7	44 54.3	13 16.0	0 0.0	0 0.0	8 9.9	2 2.5	0 0.0	1 1.2
	平川	123 100.0	68 55.3	21 17.1	66 53.7	19 15.4	4 3.3	3 2.4	7 5.7	6 4.9	3 2.4	3 2.4
母親の就労	就労中である	464 100.0	194 41.8	82 17.7	302 65.1	80 17.2	26 5.6	16 3.4	49 10.6	32 6.9	6 1.3	7 1.5
	育児休暇中である	117 100.0	44 37.6	22 18.8	94 80.3	23 19.7	10 8.5	2 1.7	24 20.5	10 8.5	0 0.0	1 0.9
	働いていない	510 100.0	435 85.3	149 29.2	125 24.5	51 10.0	8 1.6	9 1.8	36 7.1	25 4.9	6 1.2	9 1.8

定期的な教育・保育の利用希望については、すべての地区において「幼稚園」との回答が最も高く、次いで「認可保育所」となっています。

新しい教育・保育事業のあり方として制度がスタートし、市内にはまだ施設のない認定こども園については、地区別・母親の就労別いずれも1割台の意向が見られます。

母親の就労別では、就労中である方は「認可保育所」との回答が約7割、育児休業中である方が「認可保育所」との回答が8割を超えて高いのに対し、働いていない方では「幼稚園」との回答が8割台で高く、実際の利用に近い傾向が見られます。

また、育児休暇中である方は、幼稚園や保育園以外の回答についても高い傾向が見られ、「事業所内保育施設」が20.5%であるのをはじめ、「認定こども園」が19.7%、「小規模な保育施設」が8.5%など地域での様々な預け方に関心を持っていることが分かります。

(9) 子育て支援事業のニーズ（上段：人数（人）、下段：割合（%））

		回答者数	①母親（父親）学級、 両親学級、育児学級	②保健センターの 情報・相談事業	③家庭教育に関する 学級・講座	④教育相談センター・ 教育相談室	⑤保育所や幼稚園の 園庭等の開放	⑥子育ての総合相談窓口	⑦すくすく子育てブック	⑧子育てポータルサイト （はっぴーネット）	無回答
全体		1108 100.0	387 34.9	497 44.9	450 40.6	449 40.5	621 56.0	499 45.0	602 54.3	481 43.4	261 23.6
地 区	昭和	355 100.0	138 38.9	173 48.7	157 44.2	147 41.4	204 57.5	172 48.5	192 54.1	156 43.9	77 21.7
	長浦	502 100.0	166 33.1	205 40.8	191 38.0	196 39.0	270 53.8	208 41.4	265 52.8	217 43.2	127 25.3
	根形	81 100.0	23 28.4	42 51.9	34 42.0	39 48.1	50 61.7	43 53.1	53 65.4	36 44.4	13 16.0
	平川	123 100.0	38 30.9	54 43.9	45 36.6	43 35.0	67 54.5	48 39.0	65 52.8	46 37.4	31 25.2
母 親 の 就 労	就労中である	464 100.0	129 27.8	176 37.9	165 35.6	177 38.1	192 41.4	179 38.6	227 48.9	183 39.4	143 30.8
	育児休暇中である	117 100.0	67 57.3	71 60.7	60 51.3	58 49.6	92 78.6	73 62.4	77 65.8	63 53.8	13 11.1
	働いていない	510 100.0	189 37.1	245 48.0	220 43.1	208 40.8	330 64.7	241 47.3	292 57.3	229 44.9	98 19.2

市で実施している子育て支援の各事業についての利用希望を地域別に見ると、根形地区では「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が61.7%となっているのをはじめ、5項目で利用意向が最も高く、細やかな対応が可能になるこれらのサービスに対するニーズが高いことが分かります。

母親の就労別に見ると、育児休暇中の母親はいずれも全体よりも高い意向が出ています。幼稚園や保育所に通うようになるまでに子育てに関する十分な情報を得るため、様々な事業に対する意向が高くなっているのではないかと考えられます。

(10) 地区別で見る地域特性

①昭和地区

- ・フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である方が、4地区で最も高くなっています。
- ・幼稚園の預かり保育を利用されている方が、4地区で最も高くなっています。
- ・定期的な教育・保育事業の利用希望の設問では、幼稚園の預かり保育や事業所内保育施設、小規模な保育施設への意向が4地区で最も高くなっているなど、総じて回答が高い傾向が見られ、多様な預け方への注目度の高さがうかがえます。

②長浦地区

- ・日常的に祖父母等の親族が見てくれるとの回答は4地区で最も低くなっています。
- ・事業所が多いためか、定期的な教育・保育事業の利用の設問で幼稚園と認可保育所を除いて事業所内保育施設への回答が最も多くなっています。
- ・協力者の状況では「いずれもない」との回答が4地区で最も高く、家族や地域のつながりが少なくなっていることが推察されるなどの課題を抱えています。

③根形地区

- ・子育ての満足度では、満足度が高い「満足度5（満足）」、「満足度4（満足度がやや高い）」を合わせた値が4地区で最も高くなっています。
- ・日常的に祖父母等の親族が見てくれるとの回答が4割台と高く、また、地域子育て支援事業への利用意向が高くなっています。
- ・「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある」との回答が4地区で最も高くなっています。

④平川地区

- ・子育ての満足度では、満足度が低い「満足度1（満足度が低い）」、「満足度2（満足度がやや低い）」を合わせた値が4地区で最も高くなっています。
- ・日常的に祖父母等の親族が見てくれるとの回答は4地区で最も高くなっています。
- ・母親が「パート等」で働いている割合が他地区より高く、そのため幼稚園よりも保育所を利用しているとの回答が他地区よりも高くなっています。

(11) 調査結果から見える市民ニーズ

①子育てを取り巻く環境について

- ・就業していない母親の就労希望ニーズは高く、就労希望時期や就業形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応する就労支援の充実が求められています。
- ・日常的に子どもをみてもらえる家庭は3割程度となっていますが、日常的、もしくは緊急時に子どもをみてもらえない家庭が1割を超えています。また、就労中である人の多くが「子どもの祖父母や親戚の人が見ている」と回答しており、親族や友人・知人以外に支援を受けやすくする必要があります。

②子育て支援サービスの現状と今後の利用希望について

- ・平日の定期的な教育・保育の利用希望は、幼稚園と認可保育所が依然大きくなっています。
- ・幼稚園の預かり保育や認定こども園、事業所内保育施設など多様なニーズがみられます。
- ・土曜・日曜・祝日や長期休暇中の利用意向への対応の検討も必要で、時間の制約や精神的負担を軽減する子育ての支え方が求められています。

③地域子育て支援について

- ・保育所の園庭解放や母親（父親）学級、各種相談事業などの子育て支援事業の認知度は比較的高いですが、利用状況は、事業によってばらつきがあるため、周知・情報提供により今後の利用意向の高まりが期待されます。
- ・地域子育て支援拠点事業については、利用者が1割程度であるため、事業の周知・情報提供が必要です。

④子どもの病気の時の対応について

- ・病後児保育は実施しているものの、子どもの病気やケガの際は母親や父親が仕事を休んで対応していることも多く、病児保育の検討も必要とされています。

⑤子どもの不定期の教育・保育事業や一時預かりなどについて

- ・一時保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事、不定期の就労など目的は多様です。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要です。

⑥放課後の過ごし方について

- ・放課後の過ごし方の意向は成長段階により異なっていますが、放課後児童クラブの質の充実など地域の居場所として子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。

⑦育児休業など職場の両立支援制度について

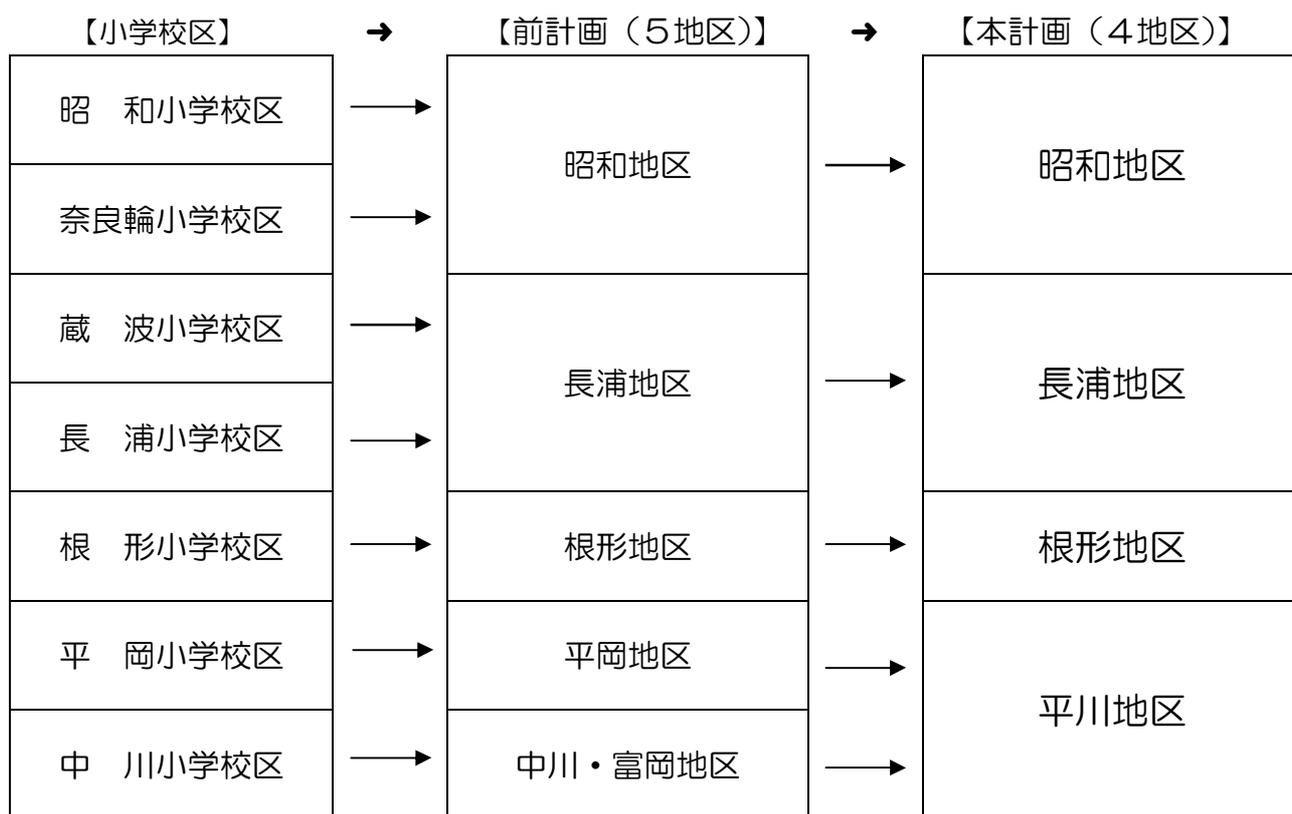
- ・育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、低年齢児の保育受入れ体制の整備とともに、企業等における子育て支援制度の充実や職場の意識啓発が必要となっています。
- ・市で実施している子育て支援の各事業については、育児休暇中の母親の関心が高く、周知が必要です。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。この点について、国の基本指針では、市町村は、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされました。

本市の前計画である「次世代育成支援後期行動計画」では、市内を5地区に分けて施策の展開を行ってまいりましたが、本計画においては、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、全体で4地区として設定します。

■ 袖ヶ浦市の教育・保育提供区域



3 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

国から示されている「量の見込み」を求めるべき事業は以下の項目です。これまでの子ども・子育て分野においては、国の法律等のもと、全国の市町村において、それぞれの実態や特長を活かした取り組みを進めております。（例えば同じ名称の事業でも国で表示されているものと本市で実施しているものに若干違いが見られることがあります。）

国で定める対象事業		ニーズ 量算出	市で該当する事業
■教育・保育の量の見込み			
教育標準時間認定	1号認定	○	幼稚園（※1 認定こども園）
保育認定①	2号認定	○	幼稚園（※1 認定こども園）
保育認定②		○	保育所（園）（※1 認定こども園）
保育認定③	3号認定	○	保育所（園）（※1 認定こども園）、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
時間外保育事業		○	延長保育事業（※2）
放課後児童健全育成事業		○	放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		○	ショートステイ（※3 トワイライトステイ）
地域子育て支援拠点事業		○	子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり		○	幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他		○	保育所（園）で実施している「一時的保育」・「休日保育」、「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
病児保育事業		○	病後児保育「マミー」
子育て援助活動支援事業		○※4	「ファミリー・サポート・センター」（小学生以上）
利用者支援事業		—	利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		—	妊婦健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等		—	乳幼児家庭全戸訪問事業

※1 平成26年度時点では設置・運営されていません。

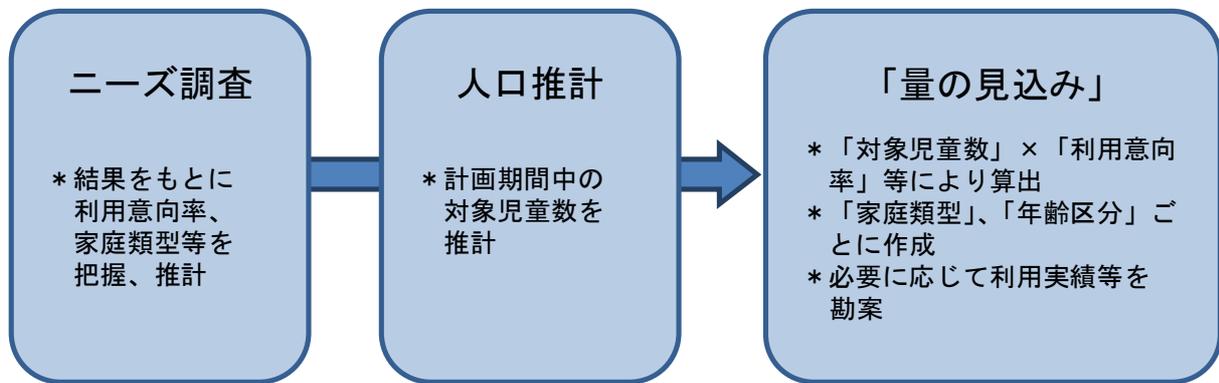
※2 本市では無料で実施している「時間外保育事業」がありますが、ニーズ量や確保方策としては有料の「延長保育事業」の部分について行います。

※3 国の見込みではトワイライトステイは「一時預かり事業 その他」の方で見込むこととなりますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」して実施しており、本市の実施形態で管理するために本事業で見込みます。

※4 国の「子育て援助活動支援事業」の見込みでは、ファミリー・サポート・センターの量の見込みは小学生を対象に調査を実施した自治体のみとなっているため、本市ではファミリー・サポート・センターについては「一時預かり事業 その他」のサービスとして見込みます。

4 国の定める推計の項目と量の見込み

「量の見込み」の算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」が示されており、市においても平成25年度にニーズ調査を実施しており、その結果から、この手引きに準じて算出いたしました。



なお、これらの方法から、算出されたニーズ量が非常に大きくなっていると思われる算出項目もあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の確保を行います。

5 教育・保育サービスの量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の学校教育・保育（平日日中の教育・保育）

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。（子ども・子育て支援法第19条等）

この認定については以下の3通りとなります。

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所（園） 認定こども園 小規模保育等

■地区別の施設（平成26年度）

地区	幼稚園	保育所(園)	認可外保育施設
昭和	市立今井幼稚園	市立福王台保育所 私立昭和保育園	みらいっ子るーむ
長浦	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園 私立蔵波台さつき幼稚園	市立久保田保育所 私立長浦保育園 私立白ゆり保育園	房総ヤクルト販売長浦センター(長浦保育室) すみかキッズちば キッズガーデンひまわり保育園
根形		市立根形保育所	
平川	市立中川幼稚園	市立平川保育所 市立吉野田保育所	

(2) これまでの実績

■幼稚園の利用実績（5月1日時点）

市内には市立幼稚園2箇所、私立幼稚園2箇所があります。この3年の入所率は70%台で推移しており、どの幼稚園も微減微増の横ばい傾向にあります。市立中川幼稚園は平成24年度及び平成25年度には毎年約10%ずつ入所率が減っています。

単位：人、%

地区	名称	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		入園	定員	入所率	入園	定員	入所率	入園	定員	入所率
昭和	市立今井幼稚園	197	210	93.8%	194	210	92.4%	188	210	89.5%
平川	市立中川幼稚園	116	210	55.2%	93	210	44.3%	91	210	43.3%
合計(市立幼稚園)		313	420	74.5%	287	420	68.3%	279	420	66.4%
長浦	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	170	200	85.0%	171	200	85.5%	169	200	84.5%
長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	237	340	69.7%	227	340	66.8%	257	340	75.6%
合計(私立幼稚園)		407	540	75.4%	398	540	73.7%	426	540	78.9%
市内幼稚園 合計		720	960	75.0%	685	960	71.4%	705	960	73.4%

※私立幼稚園の入園者数は市外からの入園者数も含まれています。

■保育所（園）の利用実績（4月1日時点）

市内には市立保育所5箇所、私立保育園3箇所があります。この3年では、私立白ゆり保育園の定員数が66人から120人へと増加しています。平成24年度及び平成25年度には、平川地区の2箇所を除いて、いずれの地区でも入所率は100%を超えています。

なお、保育所（園）の入所については、年度後半に向けて入所者数が増加する傾向にあります。

単位：人、%

地区	名称	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		入所	定員	入所率	入所	定員	入所率	入所	定員	入所率
昭和	市立福王台保育所	134	120	111.7%	124	120	103.3%	138	120	115.0%
長浦	市立久保田保育所	137	120	114.2%	126	120	105.0%	117	120	97.5%
根形	市立根形保育所	106	90	117.8%	100	90	111.1%	110	90	122.2%
平川	市立平川保育所	86	90	95.6%	79	90	87.8%	73	90	81.1%
平川	市立吉野田保育所	69	90	76.7%	61	90	67.8%	70	90	77.8%
合計(市立保育所)		532	510	104.3%	490	510	96.1%	508	510	99.6%
昭和	私立昭和保育園	101	90	112.2%	102	90	113.3%	103	90	114.4%
長浦	私立長浦保育園	169	130	130.0%	149	130	114.6%	153	130	117.7%
長浦	私立白ゆり保育園	77	60	128.3%	113	99	114.1%	149	120	124.2%
合計(私立保育園)		347	280	123.9%	364	319	114.1%	405	340	119.1%
市内保育所(園) 合計		879	790	111.3%	854	829	103.0%	913	850	107.4%

※入所者数は市外からの入所者数も含まれています。

※私立白ゆり保育園は、平成25年9月に定員が120人に変更となっています。

■教育・保育サービスの提供イメージ

平成26年12月現在、市内に認定こども園はありません。本計画の策定に合わせて、市内の幼稚園、保育所（園）に平成27年度以降の認定こども園への移行についてたずねたところ、長浦地区の私立保育園のみが現在移行を考えていると回答していますが、移行時期が未定のため、現時点では保育の利用を中心とした施設として見込みます。

本市においては、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用率が定員を下回っている現状となっていることなどから、幼稚園の認定こども園への移行などを推進します。

[新計画策定後の提供イメージ]（定員は平成27年度予定のもの、単位：人）

認定	施設	地区	施設名	定員	地区別 施設別 合計	施設別 合計
1号認定 2号認定 の一部	幼稚園	昭和	市立今井幼稚園	210	210	960
		長浦	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	200	540	
		長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	340		
		平川	市立中川幼稚園	210	210	
2号認定 3号認定	保育所（園）	昭和	市立福王台保育所	120	330	1000
		昭和	私立昭和保育園	90		
		昭和	私立（仮称）大空保育園※2	120		
		長浦	市立久保田保育所	120	370	
		長浦	私立長浦保育園	130		
		長浦	私立白ゆり保育園	120		
		根形	市立根形保育所※1	120	120	
		平川	市立平川保育所	90	180	
		平川	市立吉野田保育所	90		
3号認定 （地域型 保育）	小規模保育	長浦	※2	19	34	
	小規模保育	昭和	※2	10		
	家庭的保育	昭和	みらいっ子る一む ※3	5		

※1：平成27年度に定員の増加を見込んでいます。

※2：平成27年度の開設を予定しています。

※3：家庭的保育「みらいっ子る一む」は、平成27年度については事業を継続する予定です。

■認可外保育施設の扱いについて

市内には平成26年4月時点で4箇所の認可外保育施設があります。

これらの施設のうち、地域型保育として実施されるものについては、3号認定の確保方策として掲載してまいります。

また、私立（仮称）大空保育園が整備されるまでの間、増加するニーズに対応するため実施されてきた「みらいっ子るーむ」については、新制度による待機児童の推移を検証するため平成27年度については事業を継続する予定です。

■市内施設と市外施設、市内利用者と市外利用者について

乳幼児期の教育・保育については、その性質上、市内の施設と市外の施設を利用することが可能です。そのため、本市にお住まいで市外の施設を利用する方や、市外にお住まいでも条件により市内の施設を利用される方が見られます。

本市にお住まいで市外の施設を利用される方の状況は下記のとおりです。

[市内居住者の市内・市外の利用の割合]

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内の幼稚園利用	675人(78.4%)	637人(78.4%)	663人(78.6%)
市外の幼稚園利用	186人(21.6%)	176人(21.6%)	180人(21.4%)
市内の保育所(園)利用	847人(95.5%)	823人(96.5%)	884人(96.4%)
市外の保育所(園)利用	40人(4.5%)	30人(3.5%)	33人(3.6%)

市外から市内の施設を利用する人については、保育所(園)については上記で示す「市外の保育所(園)利用」と同程度であるため、保育所(園)については量の見込みについて差がないものと推計します。

一方、幼稚園については、市外から市内の施設を利用する人について、上記の「市外の幼稚園利用」と差があるため、ニーズとして算出された値の80%を市内の確保に必要なニーズ量として推計します。

■保育の必要性の認定における就労下限時間の設定について

保育短時間認定における就労時間の下限の設定については、これまでの利用状況を踏まえ、本計画期間中では64時間としています。今後、保育所(園)や小規模保育事業等による保育枠の確保の状況及び将来的な保育需要の推移などを勘案し、下限を引き下げる必要性について検討してまいります。

(3) ニーズ量の見込みとサービス提供のための確保方策（市全体）

①ニーズ量の見込み（市全体）

【平成26年度の袖ヶ浦市の教育・保育サービスの現状】

- ・市立幼稚園 420人
- ・私立幼稚園 540人
- ・市立保育所 510人
- ・私立保育園 340人

【ニーズ量の見込み】

単位：人

	0歳	1～2歳	3～5歳		
	3号認定		2号認定		1号認定
	保育の必要性有		保育の必要性有	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	学校教育のみ
平成27年度	45	567	597	158	580
平成28年度	45	536	622	162	604
平成29年度	45	523	631	165	614
平成30年度	45	520	645	169	627
平成31年度	45	517	625	163	607

②見込みと確保方策について（市全体）

○平成27年度

単位：人

年齢		0歳	1～2歳	3～5歳		
認定		3号認定		2号認定	1号認定	
推計児童数		467	1,103	1,606		
ニーズ量（A）		45	567	597	158	580
確保方策（B）	特定教育・保育施設 （幼稚園・保育所（園）・認定こども園）	37	309	616	420	
	（市外の利用）	2	11	25	0	
	確認を受けない幼稚園				497	
	（市外の利用）				43	
	特定地域型保育事業	10	24			
	（市外の利用）	0	0			
確保方策合計（B）		49	344	641	960	
差（B-A）		4	△223	44	222	

○平成28年度

単位：人

年齢		0歳	1～2歳	3～5歳		
認定		3号認定		2号認定	1号認定	
推計児童数		459	1,044	1,673		
ニーズ量（A）		45	536	622	162	604
確保方策（B）	特定教育・保育施設 （幼稚園・保育所（園）・認定こども園）	37	339	616	420	
	（市外の利用）	2	11	25	0	
	確認を受けない幼稚園				497	
	（市外の利用）				43	
	特定地域型保育事業	9	20			
	（市外の利用）	0	0			
確保方策合計（B）		48	370	641	960	
差（B-A）		3	△166	19	194	

○平成 29 年度

単位：人

年齢		0 歳	1～2 歳	3～5 歳		
認定		3号認定		2号認定	1号認定	
推計児童数		461	1,019	1,699		
ニーズ量 (A)		45	523	631	165	614
確保方策 (B)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所(園)・認定こども園)	37	369	616	420	
	(市外の利用)	2	11	25	0	
	確認を受けない幼稚園				497	
	(市外の利用)				43	
	特定地域型保育事業	9	20			
	(市外の利用)	0	0			
確保方策合計(B)		48	400	641	960	
差 (B-A)		3	△123	10	181	

○平成 30 年度

単位：人

年齢		0 歳	1～2 歳	3～5 歳		
認定		3号認定		2号認定	1号認定	
推計児童数		459	1,012	1,737		
ニーズ量 (A)		45	520	645	169	627
確保方策 (B)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所(園)・認定こども園)	42	435	695	420	
	(市外の利用)	2	11	25	0	
	確認を受けない幼稚園				497	
	(市外の利用)				43	
	特定地域型保育事業	9	20			
	(市外の利用)	0	0			
確保方策合計(B)		53	466	720	960	
差 (B-A)		8	△54	75	164	

○平成31年度

単位：人

年齢		0歳	1～2歳	3～5歳	
認定		3号認定		2号認定	1号認定
推計児童数		457	1,007	1682	
ニーズ量 (A)		45	517	625	607
確保方策 (B)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所(園)・認定こども園)	44	465	695	420
	(市外の利用)	2	11	25	0
	確認を受けない幼稚園				497
	(市外の利用)				43
	特定地域型保育事業	9	20		
	(市外の利用)	0	0		
確保方策合計(B)		55	496	720	960
差 (B-A)		10	△21	95	190

③確保方策について（市全体）

○保育所を中心とした利用について（3号認定、2号認定の一部）

保育所（園）を中心とした利用についてのニーズ量は、各号認定、または年齢について、国により定められた方法を用いて算出しています。このうち、1～2歳児についてはこれまでの利用実績と照らし合わせると、本来のニーズよりも高い意向となっているのではないかと推測されますが、保育所（園）を中心とした利用については、過去の実績を見ると、一部を除いて利用定員を上回る状態が続いており、人口推計からも今後もこの状況が続くと思われま

す。昭和地区においては、人口の増加が予想されることから平成27年度に私立（仮称）大空保育園の開設を予定しています。また、既存施設の定員の見直しを図るとともに、新規施設については、平成30年度を目途に定員120人の保育を中心とした施設の整備を1箇所見込みますが、市民の様々なニーズに対応するため認定こども園についても検討し、その検討結果を踏まえて推進していきます。

なお、今後、平川地区の教育・保育施設の市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ計画期間内に推進していきます。

○幼稚園を中心とした利用について（1号認定、2号認定の一部）

幼稚園を中心とした利用についてのニーズ量についても、保育所（園）と同様の方法を用いて算定し、過去の利用実績を勘案して見込みを行っています。

過去の実績を見ると、市内の幼稚園の利用率については過去3年のいずれも7割台にとどまっているため、今後の提供量については定員数とします。幼稚園の利用についても積極的に案内し、経過を見ることで次期以降の計画において、ニーズに応じた提供を行います。

多様な市民ニーズに対応し利便性の向上を図るため、既存の幼稚園の認定こども園への移行を推進するとともに、市立幼稚園の定員数の見直しを検討します。

なお、今後、平川地区の教育・保育施設の市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ計画期間内に推進していきます。

○特定地域型保育事業について（3号認定）

地域型保育は、これまで法的な位置づけが弱い施設がある程度で、保育の利用実績としてはみられませんでした。新制度への移行に伴い、事業の実施を予定している箇所が見られるため、これらの定員数を確保方策として見込みつつ、市民のニーズにきめ細かく対応し、地域における様々な預け方の手段が今後確保されていくよう検討します。

(4) ニーズ量の見込みとサービス提供のための確保方策（地区別）

①昭和地区の見込みと確保方策

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定	1号認定	

◆平成27年度 単位：人

推計児童数	177	396	510			
ニーズ量(A)	17	204	190	50	184	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	15	111	196	28	105
	確認を受けない幼稚園				33	124
	特定地域型保育事業	3	9			
確保方策合計(B)	18	120	196	61	229	
差 (B-A)	1	△ 84	6	11	45	

◆平成28年度

推計児童数	175	376	534			
ニーズ量(A)	17	193	199	52	193	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	15	122	197	28	106
	確認を受けない幼稚園				34	125
	特定地域型保育事業	3	8			
確保方策合計(B)	18	130	197	62	231	
差 (B-A)	1	△ 63	△ 2	10	38	

◆平成29年度

推計児童数	184	384	561			
ニーズ量(A)	18	197	208	54	203	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	15	139	203	29	109
	確認を受けない幼稚園				35	129
	特定地域型保育事業	3	8			
確保方策合計(B)	18	147	203	64	238	
差 (B-A)	0	△ 50	△ 5	10	35	

◆平成30年度

推計児童数	187	391	588			
ニーズ量(A)	18	201	218	57	212	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	17	168	235	30	112
	確認を受けない幼稚園				36	132
	特定地域型保育事業	3	8			
確保方策合計(B)	20	176	235	66	244	
差 (B-A)	2	△ 25	17	9	32	

◆平成31年度

推計児童数	191	399	584			
ニーズ量(A)	18	205	217	57	211	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	18	186	241	31	115
	確認を受けない幼稚園				37	136
	特定地域型保育事業	3	8			
確保方策合計(B)	21	194	241	68	251	
差 (B-A)	3	△ 11	24	11	40	

②長浦地区の見込みと確保方策

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定	1号認定	

◆平成27年度 単位：人

推計児童数	207	498	761			
ニーズ量(A)	20	255	282	75	275	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	16	139	291	43	157
	確認を受けない幼稚園				51	186
	特定地域型保育事業	5	12			
確保方策合計(B)	21	151	291	94	343	
差 (B-A)	1	△ 104	9	19	68	

◆平成28年度

推計児童数	203	471	789			
ニーズ量(A)	20	241	293	76	285	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	16	153	291	43	156
	確認を受けない幼稚園				49	185
	特定地域型保育事業	5	10			
確保方策合計(B)	21	163	291	92	341	
差 (B-A)	1	△ 78	△ 2	16	56	

◆平成29年度

推計児童数	199	449	790			
ニーズ量(A)	19	230	294	77	286	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	16	163	286	42	154
	確認を受けない幼稚園				49	182
	特定地域型保育事業	5	10			
確保方策合計(B)	21	173	286	91	336	
差 (B-A)	2	△ 57	△ 8	14	50	

◆平成30年度

推計児童数	195	441	798			
ニーズ量(A)	19	226	296	78	288	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	18	190	320	41	152
	確認を受けない幼稚園				49	180
	特定地域型保育事業	5	10			
確保方策合計(B)	23	200	320	90	332	
差 (B-A)	4	△ 26	24	12	44	

◆平成31年度

推計児童数	192	433	764			
ニーズ量(A)	19	222	283	73	276	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	18	200	316	40	150
	確認を受けない幼稚園				48	178
	特定地域型保育事業	5	10			
確保方策合計(B)	23	210	316	88	328	
差 (B-A)	4	△ 12	33	15	52	

③根形地区の見込みと確保方策

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定	1号認定	

◆平成27年度 単位：人

推計児童数	28	88	129			
ニーズ量(A)	3	45	48	13	47	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	2	25	50	7	27
	確認を受けない幼稚園				8	32
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	3	26	50	15	59	
差 (B-A)	0	△ 19	2	2	12	

◆平成28年度

推計児童数	28	83	137			
ニーズ量(A)	3	43	51	13	49	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	2	27	50	7	27
	確認を受けない幼稚園				9	32
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	3	28	50	16	59	
差 (B-A)	0	△ 15	△ 1	3	10	

◆平成29年度

推計児童数	27	79	134			
ニーズ量(A)	3	41	50	13	48	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	2	29	49	7	26
	確認を受けない幼稚園				9	31
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	3	30	49	16	57	
差 (B-A)	0	△ 11	△ 1	3	9	

◆平成30年度

推計児童数	27	77	136			
ニーズ量(A)	3	40	51	13	49	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	2	33	54	7	26
	確認を受けない幼稚園				8	31
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	3	34	54	15	57	
差 (B-A)	0	△ 6	3	2	8	

◆平成31年度

推計児童数	26	76	131			
ニーズ量(A)	3	39	49	13	47	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	2	35	54	7	26
	確認を受けない幼稚園				8	30
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	3	36	54	15	56	
差 (B-A)	0	△ 3	5	2	9	

④平川地区の見込みと確保方策

年齢	0歳	1～2歳	3～5歳		
認定	3号認定		2号認定	1号認定	

◆平成27年度 単位：人

推計児童数	55	121	206			
ニーズ量(A)	5	63	77	20	74	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	4	34	79	11	42
	確認を受けない幼稚園				13	50
	特定地域型保育事業	1	2			
確保方策合計(B)	5	36	79	24	92	
差 (B-A)	0	△ 27	2	4	18	

◆平成28年度

推計児童数	53	114	213			
ニーズ量(A)	5	59	79	21	77	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	4	37	78	11	42
	確認を受けない幼稚園				13	50
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	5	38	78	24	92	
差 (B-A)	0	△ 21	△ 1	3	15	

◆平成29年度

推計児童数	51	107	214			
ニーズ量(A)	5	55	79	21	77	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	4	38	78	11	42
	確認を受けない幼稚園				13	49
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	5	39	78	24	91	
差 (B-A)	0	△ 16	△ 1	3	14	

◆平成30年度

推計児童数	50	103	215			
ニーズ量(A)	5	53	80	21	78	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	5	44	86	11	41
	確認を受けない幼稚園				13	48
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	6	45	86	24	89	
差 (B-A)	1	△ 8	6	3	11	

◆平成31年度

推計児童数	48	99	203			
ニーズ量(A)	5	51	76	20	73	
確保方策(B)	特定教育・保育施設	4	46	84	11	40
	確認を受けない幼稚園				13	47
	特定地域型保育事業	1	1			
確保方策合計(B)	5	47	84	24	87	
差 (B-A)	0	△ 4	8	4	14	

⑤確保方策について（地区別）

◎昭和地区

- ・市の北西部に位置し、市役所や袖ヶ浦駅、袖ヶ浦ICがあり、また、市内の中心地域ですが、現在、袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業が進んでおり、4地区で唯一今後社会増が見込まれ、特定教育・保育施設の充実が必要な地域です。
- ・幼稚園が1箇所、保育所（園）が2箇所ありますが、土地区画整理事業に伴う人口増加が予想されており、そのため、平成27年度に私立（仮称）大空保育園の開設を予定しています。今後の利用実績の推移や人口の増加を見極め、平成30年度を目途に保育を中心とした施設の整備を1箇所見込み、今後のニーズの増加に備えます。また、0～2歳児の待機児童対策として小規模保育を促進します。
- ・長浦地区の保育所（園）や幼稚園を利用している方も見られ、西側は木更津市に隣接しているため、一部は木更津市の施設（保育所等）を利用するなどの傾向がみられます。

◎長浦地区

- ・市の北東部に位置し、小学校区では長浦小学校と蔵波小学校の範囲にあたるため人口は4地区で最も多く、北部の海岸沿いは工業地帯となっています。
- ・ニーズ調査では、事業所が多いためか、定期的な教育・保育事業の利用の設問で幼稚園と認可保育所を除いて事業所内保育施設への回答が最も多くなっています。また、協力者の状況では「いずれもない」との回答が4地区で最も高く、家族や地域のつながりが少なくなっていることが推察されるなどの課題を抱えています。
- ・幼稚園が2箇所、保育所（園）が3箇所あります。今後のニーズの増加に備えるため、現行の提供体制を充実させるとともに、0～2歳児の待機児童対策として小規模保育を促進します。

◎根形地区

- ・市の東部に位置し、昭和30年までの根形村が由来、その後袖ヶ浦町（当時）に編入する際、平川町（現在の平川地区の一部）が独立した経緯があります。人口は4地区の中で最も少なくなっています。
- ・ニーズ調査では、日常的に祖父母等の親族が見てくれるとの回答が4割台と高く、また、地域子育て支援事業への利用意向が高い傾向にあります。
- ・保育所が1箇所ありますが、人口の規模も一番小さく、今後大幅な増加も予想されていないため、ニーズ量の増加には定員数の変更を検討します。

◎平川地区

- ・面積の広さに対し人口は4地区中3番目であり、かつ、減少傾向となっています。根形地区の施設の利用も見られますが、保育所が2箇所、幼稚園が1箇所あります。
- ・母親が「パート等」で働いている割合が他地区より高く、そのため幼稚園よりも保育所を利用しているとの回答が他地区よりも高いことから、教育・保育施設の市民サービスの向上や効率的な施設の再編・統合について検討し、その検討結果を踏まえ計画期間内に推進していきます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

①事業の概要

時間外保育事業について、無料で実施している「時間外保育事業」と有料で実施している「延長保育事業」があります。このうち、ニーズ量としては「延長保育事業」を想定して見込みます。

延長保育事業については、平日はすべての保育所（園）で実施していますが、土曜日は運営されている8箇所の保育所（園）のうち、5箇所のみで実施しています。

◇時間外保育事業（無料：平成26年度）

地区	名称	月曜日～金曜日	土曜日
昭和	市立福王台保育所	7:30～8:30、16:30～18:00	12:00～13:00
長浦	市立久保田保育所		
根形	市立根形保育所		
平川	市立平川保育所		
平川	市立吉野田保育所		
昭和	私立昭和保育園	16:00～18:00	7:00～8:00、12:00～13:00
長浦	私立長浦保育園	7:30～8:00、17:00～18:30	7:30～8:00
長浦	私立白ゆり保育園	7:30～8:00、17:00～18:30	7:30～8:00

◇延長保育事業（有料：平成26年度）

地区	名称	月曜日～金曜日	土曜日
昭和	市立福王台保育所	18:00～19:00	13:00～19:00
長浦	市立久保田保育所		(福王台・久保田のみ)
根形	市立根形保育所		なし
平川	市立平川保育所		
平川	市立吉野田保育所		
昭和	私立昭和保育園	7:00～8:00、18:00～20:00	13:00～18:00
長浦	私立長浦保育園	7:00～7:30、18:30～21:00	7:00～7:30、13:00～19:00
長浦	私立白ゆり保育園	7:00～7:30、18:30～21:00	7:00～7:30、13:00～19:00

②これまでの実績

延長保育事業	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間実利用者数(人)	322	494	423

③ニーズ量の見込み

(年間の実利用者数:人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	741	741	742	749	734
提供量 (B)	622	622	622	734	734
差 (B-A)	△119	△119	△120	△15	0

④確保方策について

時間外保育事業については、現在すべての保育所（園）で実施しており、ニーズ量については今後は緩やかに減少することが見込まれます。

平成27年度及び平成30年度に施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加します。そのため、今後はニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

○地区ごとの確保方策について

時間外保育事業については、平日は全ての保育所（園）で実施されており、平成27年度に開設される昭和地区の保育園においても実施が予定されているため、地区ごとの確保方策については記載いたしません。

(2) 放課後児童健全育成事業

①事業の概要

放課後児童クラブは、放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。平成26年4月に昭和地区（学童保育所たからじま）及び長浦地区（長浦第二放課後児童クラブ）に新たに放課後児童クラブが2箇所開設されています。

また、地域ボランティア等による放課後の子どもの居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を市内2箇所で開催しています。

◇放課後児童クラブ(月末登録児童数 月平均人数)

地区	名称	平成23年度	平成24年度	平成25年度
昭和	学童保育所ひみつきち	—	20	27
昭和	学童保育所あそびっこクラブ	52	44	53
昭和	学童保育グループス	26	26	28
昭和	学童保育オリーブズ	36	38	42
長浦	学童保育子ども会館	46	77	81
長浦	学童保育子ども会館ジュニアクラブ	48	41	36
長浦	蔵波学童保育所つくしんぼクラブ	46	43	39
長浦	長浦第一放課後児童クラブ	69	81	53
長浦	久保田キッズクラブ	—	—	41
根形	根形小学校区放課後児童クラブ	24	29	33
平川	平岡放課後児童クラブ	24	18	29
平川	中川小学校区放課後児童クラブ	35	30	31
合計		406	447	493

※久保田キッズクラブは平成25年度のみ。

◇放課後子ども教室(参加延人数)

地区	名称	平成23年度	平成24年度	平成25年度
昭和	昭和小学校 もりのこクラブ	1,737	1,624	2,095
長浦	あそボラ！！やかたっ子広場	—	415	1,024
合計		1,737	2,039	3,119

②これまでの実績

■市内にある全放課後児童クラブの月末登録児童数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
各月あたりの平均登録者数の合計(人)	406	447	493

③ニーズ量の見込み

○ニーズ量(全体と地区別)

(月当たりの実利用者数:人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
■低学年(1～3年生)ニーズ量 (A)	401	387	406	392	411
■高学年(4～6年生)ニーズ量 (A')	185	189	190	202	196
ニーズ量 全体 (A+A')	586	576	596	594	607
昭和设备	155	153	159	159	163
長浦地区	316	311	321	321	328
根形地区	39	38	40	39	40
平川地区	76	74	76	75	76

○ニーズ量と確保方策

(月当たりの実利用者数:人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
ニーズ量 全体 (A+A')	586	576	596	594	607
確保方策・提供量 (B)	550	560	610	610	610
昭和设备	145	149	163	163	164
長浦地区	297	302	329	330	330
根形地区	37	37	41	40	40
平川地区	71	72	77	77	76
差 (B-A+A')	△36	△16	14	16	3

④確保方策について

放課後児童健全育成事業については、市内の小学校区ごとに実施されています。高学年のニーズについては、増減はあるものの、平成30年度にはピークを迎えることが見込まれ、低学年と高学年を合わせた全体のニーズは急激ではないものの増加傾向が見られます。

今後の確保方策としては、近年開設が相次いだことやこれまでの実績の伸びから、平成27年度で550人、平成28年度で560人とし、平成29年度以降は施設整備を見込み610人とし、また、今後も申し込みに対し適切に対応できる環境を整えるため、各クラブ間の連携に努めるとともに、類似事業である「放課後子ども教室」などの利用案内も行います。

また、施設規模(大規模化)や面積など、環境改善を要する状況にあることから、長浦地区内の蔵波小学校区で新たな施設整備を見込みます。

なお、今後の施設整備については、学校施設の活用も踏まえた総合的な観点から検討します。

○地区ごとの確保方策について

◎昭和地区

昭和地区では、現在5箇所で放課後児童クラブが運営されています。今後、土地区画整理事業に伴う人口増加が予想されてはいますが、平成26年4月に「学童保育所たからじま」が新たに設置されており、しばらくは利用意向の伸びに対応できるものと考えます。また、放課後子ども教室の利用も推進します。

◎長浦地区

長浦地区では、現在5箇所で放課後児童クラブが運営されています。平成26年4月には「長浦第二放課後児童クラブ」が新たに設置されており、しばらくは利用意向の伸びに対応できるものと考えます。ただし、施設規模（大規模化）や面積など、環境改善を要する状況にあることから、新たな施設整備を長浦地区内の蔵波小学校区で見込みます。また、放課後子ども教室の利用も推進します。

◎根形地区

根形地区では、現在1箇所で放課後児童クラブが運営されています。今後人口増加も予想されていないため、現行の提供体制で十分ニーズに対応できるものと見込みます。

◎平川地区

平川地区では、現在2箇所で放課後児童クラブが運営されています。今後人口増加も予想されていないため、現行の提供体制で十分ニーズに対応できるものと見込みます。

(3) 子育て短期支援事業

①事業の概要

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う、子育て短期支援事業として、「ショートステイ」及び「トワイライトステイ」を平成26年4月より開始しました。(対象児童年齢は満2歳から中学生まで)

②これまでの実績

平成26年度より実施しているため、平成25年度までの実績はありません。

③ニーズ量の見込み

(年間の延べ利用量:人日)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
ニーズ量 全体 (A)	65	65	65	65	64
確保方策・提供量 (B)	65	65	65	65	64
差 (B-A)	0	0	0	0	0

④確保方策について

子育て短期支援事業については、平成26年11月現在実績はありませんが、地域において安心して預けられることを望む声は、ニーズ調査等からも多く寄せられています。

そのため、今後はニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に施策を実施します。

○地区ごとの確保方策について

子育て短期支援事業を実施しているのは児童養護施設の1箇所だけであり、地区ごとに見込むことになじまないため、地区ごとの確保方策については記載いたしません。

(4) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

私立保育園への委託による「子育て支援センター」や、市立保育所で「なかよし広場」を実施しています。また、平成26年4月に地域子育て支援拠点施設として「そでがうらこども館」を開設しました。子育て中の親子が気軽に利用でき、育児に関するアドバイスや育児情報の提供を専門の保育士が行ったり、うちとけた雰囲気の中でお子さんを遊ばせたり、親同士が交流し情報交換もできます。

②これまでの実績

【子育て支援センター】

(年間利用者数:人)

地区		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
昭和	私立昭和保育園「ぱる」	2,768	3,028	2,693
長浦	私立長浦保育園「すまいるらんど」	2,891	2,291	2,852
長浦	私立白ゆり保育園「ゆうゆう白ゆり」(24年度より運営)		1,132	1,641
平川	市立吉野田保育所※	813	1,762	1,949
昭和	市立そでがうらこども館			(26年度より運営)
合計		6,472	8,213	9,135

※吉野田保育所で通年常設で実施されていた子育て支援センターは、平成26年度よりなかよし広場として実施しています。

【なかよし広場】

(年間利用延べ人数:人)

地区		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
昭和	市立福王台保育所※	138	118	124
長浦	市立久保田保育所	143	139	82
根形	市立根形保育所	265	175	208
平川	市立平川保育所	159	155	81
合計		705	587	495

※福王台保育所のなかよし広場は、平成26年度より園庭解放として実施しています。

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	5,261	5,037	4,959	4,929	4,906
子育て支援センター 提供量 (B)	9,135	9,135	9,135	9,135	9,135
なかよし広場 提供量 (B')	495	495	495	495	495
提供量 合計 (B+B')	9,630	9,630	9,630	9,630	9,630
差 (B+B'-A)	4,369	4,593	4,671	4,701	4,724

④確保方策について

地域子育て支援拠点事業については、「地域子育て支援拠点事業を利用している」と回答した人数と、「地域子育て支援拠点事業の利用意向」で「利用していないが、今後利用したい」と回答した人数を、回答者全体の人数で割ったものを『利用意向率』として対象者数を導き、これに、それぞれの月あたり平均利用回数をかけたものをニーズ量としています。

ニーズ量の傾向としては、概ね現状より減少していく見込みとなっていますが、今後も地域子育て支援センターのような地域の中での気軽な相談先についてのニーズは高いことが見込まれます。平成26年4月には新たな拠点として「そでがうらこども館」を開設しており、今後も適切に対応し、事業の充実を図ります。

○地区ごとの確保方策について

子育て支援センター・なかよし広場については、保育所（園）や「そでがうらこども館」での実施により各地区ともに十分に対応できるものと見込みます。

今後は、各地区において子育て支援センターやなかよし広場の利用が進むよう地区ごとのPR活動を行うなどの周知に努めます。また、平川地区においては、平成25年度に吉野田保育所の子育て支援センターが終了し、なかよし広場として実施されているため、今後平川地区における子育て支援センターの設置について検討を行います。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

①事業の概要

市内の幼稚園のうち、私立の2箇所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

②これまでの実績

(年間の延べ利用者数:人)

地区	名称	実施の有無	平成23年	平成24年	平成25年
長浦	私立袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	あり(無料)	3,012	3,861	3,471
長浦	私立蔵波台さつき幼稚園	あり(有料)	3,618	4,051	3,857
合計			6,630	7,912	7,328

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) (A)	8,538	8,895	9,033	9,235	8,942
2号認定による定期的な利用 (A')	3,902	4,065	4,128	4,220	4,087
ニーズ量の合計 (A+A')	12,440	12,960	13,161	13,455	13,029
提供量 (B)	7,912	7,912	7,912	10,470	13,029
差 (B-A+A')	△4,528	△5,048	△5,249	△2,985	0

④確保方策について

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、「幼稚園等を利用したい」人で、かつ「不定期事業を利用したい」人の割合と、「幼稚園を利用し一時預かり等不定期事業を利用している」人のうち「一時預かり」または「幼稚園の預かり保育を利用している」と回答した人の割合をかけた利用意向率と、その平均日数をかけあわせたものがニーズ量となっています。

また、2号認定にあたる定期的な利用では、国の手引きではニーズ調査結果から2号認定の子どもが毎日(両親が働いている)通年で預かり保育を利用していることを前提に算出されることから見直しを行いました。なお実際の利用より高いものと考えられます。

既設の幼稚園において預かり保育を新たに実施するにあたっては、人員の確保をはじめとする様々な準備が運営主体に必要となります。

そのため、今後、預かり保育のニーズの確保に向けて、現在預かり保育を実施していない幼稚園が同事業を進めるにあたっては、各幼稚園の保護者に意向調査を行った上で、ニーズに応じて事業の検討を行います。

○地区ごとの確保方策について

現在、一時預かり事業が実施されているのは長浦地区の私立幼稚園2園のみです。今後、新たな幼稚園の設置は予定されていないため、既設の市立幼稚園2園で保護者の意向調査を行った上で、ニーズに応じて事業の検討を行います。

(6) 一時預かり事業（その他の一時預かり）

(5)で想定されている幼稚園在園児対象の預かり保育を除き、市で実施している一時預かり事業としては、保育所（園）で実施している「一時的保育」、「休日保育」、登録をした会員が利用できる「ファミリー・サポート・センター」などが挙げられます。

定期的な預け方となる「教育・保育の量の見込み」や、緊急時の預かりとなる「病児・病後児保育」を除いた、一時的な預かりの方法です。

①事業の概要

【一時的保育】

本市では、その他の一時預かりに該当する事業として、保育所（園）での一時的保育を実施しています。保育に支障のない健康状態の児童を預かる一時的保育は、特別な理由がない限り、月に15日までの利用となります。

◇平成26年度

地区	名称	月曜日～金曜日	土曜日
根形	市立根形保育所	8:30～16:30	8:30～12:00
昭和	私立昭和保育園	7:00～20:00	7:00～18:00
長浦	私立長浦保育園	7:00～19:00	7:00～19:00
長浦	私立白ゆり保育園	7:00～19:00	7:00～19:00

【休日保育】

保育園での休日保育を実施しています。生後57日目から就学前までの子どもが対象となります。保育園入園児以外も利用できます。

【ファミリー・サポート・センター】

安心してゆとりある子育てが出来る環境づくりを目指し、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動です。市内に1箇所設けています。

②これまでの実績

【一時的保育】

(年間の延べ利用者数:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市立根形保育所	2,717	2,312	2,413
私立昭和保育園	1,256	2,290	2,530
私立長浦保育園	1,686	1,536	853
私立白ゆり保育園	(24 年度より実施)	286	661
合計	5,659	6,424	6,457

【休日保育】

(年間の延べ利用者数:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
私立長浦保育園	119	158	171

【ファミリー・サポート・センター】

(年間の延べ人数、件数)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用会員数	113	147	124
提供会員数	58	59	33
両方会員数	14	15	15
合計	185	221	172
援助活動年間件数	318	540	535

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	21,905	22,925	21,217	21,236	20,990
一時預かり 提供量 (B)	7,310	7,310	7,310	8,163	8,163
休日保育 提供量 (C)	316	316	316	474	474
ファミリー・サポート・センター 提供量 (D)	535	535	535	535	535
提供量 合計 (B+C+D)	8,161	8,161	8,161	9,172	9,172
差 (B+C+D-A)	—	—	—	—	—

④確保方策について

その他の一時預かりについては、「不定期事業を利用したい」に回答した人のうち、「利用したい」を選択した人に利用意向日数をかけたものから、幼稚園での一時預かりやベビーシッターの意向を引いたものとなっています。

しかし、本来、利用の可能性は低いと思われる2号認定（保育利用）及び3号認定（保育等利用）の子どもによる利用希望が含まれるなど、預けたい意向のある人の、預けたい日数のすべてがニーズ量となるため、この値は、実際の利用意向よりも高い傾向となっているのではないかと考えられます。

この点について、これまでの利用実績から見ても、保育所（園）利用者による一時的保育の利用はなく、幼稚園利用者による利用も考えにくいところです。

一方、ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みについては、ニーズ調査の5歳の家庭を対象に「放課後の過ごし方について」から低学年・高学年に分けて利用希望者の全体に占める割合から導きますが、利用希望の回答がなかったため、調査結果上ではニーズ量は0となっています。従って、この部分についてはこれまでの実績の援助活動年間件数をもとに提供量を見込みます。

今後の確保方策については、平成27年度及び平成30年度に施設の整備・開設を見込んでいることから、これに合わせて「一時預かり」、「休日保育」も実施されることで、提供量は増加していくことが見込まれます。ただし、全体のニーズが高いものであることを引き続き認識し、今後、他自治体の取り組みを研究するなど施策の検討に努めます。

○地区ごとの確保方策について

ファミリー・サポート・センターは全市で1箇所の設置であり、他のサービスについても緊急時の預かりとして、各地区にて実施されているため、地区ごとの確保方策については記載いたしません。

(7) 病児保育事業

①事業の概要

市内では長浦保育園の「マミー」で病後児保育を行っています。医師の診断を受け、病気や外傷の回復期にあり、安静確保に配慮する必要がある児童で、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な生後57日目から小学校3年生までの児童が対象です。他の保育園に通園していても利用可能です。

②これまでの実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年間利用延人数(人)	594	648	596
開設日数(日)	248	244	247

③ニーズ量の見込み

(年間の利用量:人日)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ニーズ量 (A)	1,903	1,903	1,904	1,922	1,885
提供量 (B)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
差 (B-A)	177	177	176	158	195

④確保方策について

病児・病後児保育の推計については、「病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無」について「あった」人のうち、「実際に事業を利用したり、利用せずとも親が休んで対応したケースでできれば事業を利用したい」と回答した人の割合に、それぞれの利用意向日数をかけて導いています。回答の傾向として、「預けていなかったができれば預けたかった」と回答した人が多く、「ニーズ量」としての値は、その希望が全て反映された値となっているため、実際の利用意向よりも高い傾向となっていることが考えられます。

ニーズ量の傾向としては、平成27年度の値から年次により微増微減が繰り返されつつ、近い値で推移していることから、今後の確保方策については、利用定員及び開設日数で見込みます。平成27年度及び平成30年度に施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設の増加を見込みます。今後はニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

また、現在、病後児保育のみの実施となっていますが、今後は、病児保育についても実施に向けて検討します。

○地区ごとの確保方策について

病児保育事業を実施しているのは「マミー」の1箇所だけであり、地区ごとに見込むことになじまないため、地区ごとの確保方策については記載いたしません。

(8) 利用者支援事業

①事業の概要

保育所等の入所や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業です。平成26年度から実施しています。

②これまでの実績

平成26年度より事業を実施しているため、平成25年度までの実績はありません。

③ニーズ量の見込み

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
利用者支援事業 実施箇所数	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

④確保方策について

利用者支援事業については、子育て支援事業の周知、利用状況と今後の利用意向についてを見ると、子育ての総合支援窓口を知っていると回答した人は40.2%、利用状況は3.6%、今後の利用意向が45.0%と実際の利用に対して、利用意向は高いことから、平成28年度からは新たに、「そでがうらこども館」での実施を見込むなど、今後もニーズに適切に対応しつつ、各年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

○地区ごとの確保方策について

利用者支援事業はすべての市民に対して情報提供及び相談・助言等を行う事業で、現時点では市内で1箇所のみでの実施であるため、地区ごとの確保方策については記載いたしません。

(9) 妊婦に対する健康診査

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

また、母子健康手帳発行時に14回の妊婦健診の受診券を発行し、県外での里帰り出産等でも受診券を使って妊婦健診が受けられます。

②これまでの実績

【妊娠届出人数】(=母子健康手帳発行数)

	23年度	24年度	25年度
年間届出人数(人)	579	616	562

【妊婦健診受診回数】

	23年度	24年度	25年度
年間利用延回数(回)	5,684	6,001	5,859

③ニーズ量の見込み

【妊娠届出人数】

(対象人数:人)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量 全体	597	595	617	623	627

【妊婦健診受診回数】

(延べ受診回数:回)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量 全体	5,970	5,950	6,170	6,230	6,270

④確保方策について

平成25年度は、本庁・ながうら健康福祉支援室での母子健康手帳発行時や妊婦訪問時に92.2%の妊婦に対し、妊婦健診の重要性等について保健指導を実施しております。平成27年度にひらかわ健康福祉支援室を開設することから、全数の保健指導を目指し、定期的な妊婦健診の啓発を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、適切な指導を行います。また、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

②これまでの実績

	23年度	24年度	25年度
年間訪問延人数(人)	307	359	473

③ニーズ量の見込み

(訪問人数:人)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量全体	467	459	461	459	457

④確保方策について

現在、市では、「新生児訪問」として、生後2か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行っております。里帰り先で新生児訪問を希望される方には、里帰り先の市町村へ訪問を依頼しており、「新生児訪問」としては平成25年度は全対象者の約75%を訪問しています。

それに加え、「新生児訪問」の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後4か月までに主任児童委員による訪問を実施し、これらにより全戸訪問を行っております。

今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

袖ヶ浦市子育て応援プラン(次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画)に基づき、子ども・子育ての支援をしていくうえで、計画をより実効性のあるものとするため、以下の取り組みを行っていきます。

○ 子ども・子育て支援会議等の運営

計画の推進にあたっては、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていく必要があります。計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」を設置しています。策定後も進捗状況の把握・点検を行う機関として、本計画の進捗状況の把握・点検を継続的にを行い、子育て支援についての問題提起・提案を行っていきます。

2 関係機関との連携強化

袖ヶ浦市子育て応援プランは、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、5年間の計画的な取り組みが必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整に取り組んでいきます。

3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

4 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。次世代育成支援行動計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

資料編

1 施策体系図 (★は子ども・子育て支援事業計画)

【計画の基本理念】
「自立と協働」 一子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざしてー
【計画の基本方針】
(1)結婚・出産・子育てが、持続可能な社会実現のため重要な価値を持つものであることを、地域住民が共通して認識するまちを目指します。
(2)家庭・地域・行政が一体で少子化対策に取り組み、活力ある地域社会を目指します。
(3)子育て、子育て環境のさらなる向上に努めます。
(4)子どもと親がともに育ちあう場の充実に努めます。
(5)子どもの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考えます。
(6)利用者の視点に立った子育て情報の提供を行い、相談に応じます。
(7)子育てが終わった後も住み続けたいと思える、トータルバランスの優れたまちを目指します。

I 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

★放課後児童クラブの環境改善	子育て支援課
ひらかわ健康福祉支援室管理運営事業	地域福祉課
子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援課
★ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
中学生までの子どもの医療費助成	子育て支援課
★病後児保育	保育課
★病児保育	保育課
★一時預かり事業等	保育課
★地域子育て支援拠点事業	保育課
★子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	子育て支援課
すきすき絵本タイム事業	中央図書館
★放課後児童健全育成事業	子育て支援課
★幼稚園における預かり保育	学校教育課
★幼稚園関係施策	学校教育課
各種相談	子育て支援課 保育課 健康推進課 学校教育課 総合教育センター

2 保育サービスの充実

★待機児童解消のための保育所等の整備	子育て支援課
★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	子育て支援課
★通常保育	保育課
★延長保育	保育課
★障がい児保育	保育課
★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進	子育て支援課 保育課 学校教育課
★認定こども園化の推進	子育て支援課 保育課
★私立保育園の支援	保育課
★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育課

3 子育て支援ネットワークづくり

地域子育て支援ネットワークの推進	子育て支援課 保育課
青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	生涯学習課 市民会館 各公民館
【再掲】子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援課
【再掲】★ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課

4 子どもの健全育成

青少年健全育成団体への支援	市民会館 各公民館
放課後子供教室推進事業	生涯学習課
★保育所(園)の園庭開放	保育課
子どもの遊び場の適正管理等	子育て支援課
保育所(園)地域活動事業	保育課
青少年教育推進事業	市民会館 各公民館
学校体育施設開放事業	体育振興課
子育て支援ボランティア・NPOへの支援	子育て支援課 保育課
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	体育振興課
【再掲】★放課後児童クラブの環境改善	子育て支援課
【再掲】★放課後児童健全育成事業	子育て支援課

II 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

妊娠・出産に関する安全性と快適な環境づくりの推進	健康推進課
妊産婦及び新生児の健康への支援	健康推進課
乳幼児の生活習慣の確立と生活習慣病予防の支援	健康推進課
乳幼児の事故防止対策に関する啓発の強化	健康推進課
予防接種の接種率向上	健康推進課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

性に関する正しい知識の啓発・指導	学校教育課
未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校教育課
学校教育と関係機関の連携強化	学校教育課

3 食育等の推進

乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	健康推進課 保育課 学校教育課
栄養・食生活に関する情報発信、学習や相談の場の提供	健康推進課
食環境の整備推進	健康推進課
学童・思春期の生活習慣病予防の支援	健康推進課

4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域での身近な子育て支援	健康推進課
【再掲】地域子育て支援ネットワークの推進	子育て支援課 保育課

III 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

家庭教育総合推進事業	生涯学習課 市民会館 各公民館
福祉教育	学校教育課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

国際理解教育推進事業	総合教育センター
情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業	学校教育課 総合教育センター
小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学校教育課
心の相談事業	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	学校教育課
学校音楽鑑賞教室の開催	生涯学習課
読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	学校教育課 総合教育センター
学校評議員制度推進	学校教育課
スポーツ・レクリエーションの組織充実・連携、指導者養成等	体育振興課
小中学校体験活動推進事業	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校教育課
ねがたオープンキャンパス(ねこまる)	根形公民館
【再掲】家庭教育総合推進事業	生涯学習課 市民会館 各公民館
【再掲】福祉教育	学校教育課
【再掲】★放課後児童クラブの環境改善	子育て支援課
【再掲】★放課後児童健全育成事業	子育て支援課
【再掲】放課後子供教室推進事業	生涯学習課

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【再掲】情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業	学校教育課 総合教育センター
--------------------------	----------------

IV 子育てを支援する生活環境の整備

1 安全な道路交通環境の整備

あんしん歩行エリアの整備	土木建設課
安全な道路交通環境の整備	土木建設課
「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備	土木建設課

2 安心して外出できる環境の整備

公園・児童遊園の整備	都市整備課
【再掲】「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備	土木建設課

V 職業生活と家庭生活との両立の支援

1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

ワークライフバランスの環境改善に向けた啓発活動	子育て支援課 商工観光課 市民活動支援課
男女共同参画推進事業	市民活動支援課
袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画策定と運用	総務課

2 仕事と子育ての両立の推進

【再掲】★放課後児童クラブの環境改善	子育て支援課
【再掲】★病後児保育	保育課
【再掲】★病児保育	保育課
【再掲】★一時預かり事業等	保育課
【再掲】★子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	子育て支援課
【再掲】★放課後児童健全育成事業	子育て支援課
【再掲】★幼稚園における預かり保育	学校教育課
【再掲】★待機児童解消のための保育所等の整備	子育て支援課
【再掲】★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	子育て支援課
【再掲】★通常保育	保育課
【再掲】★延長保育	保育課
【再掲】★障がい児保育	保育課
【再掲】★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進	子育て支援課 保育課 学校教育課
【再掲】★認定こども園化の推進	子育て支援課 保育課
【再掲】★私立保育園の支援	保育課

VI 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指導事業	市民活動支援課
交通安全啓発事業	市民活動支援課

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

自主防災活動	保育課 学校教育課
不審者情報の提供	子育て支援課 保育課 学校教育課
防犯・交通安全ボランティアへの支援	市民活動支援課
各種パトロール	市民活動支援課 学校教育課 総合教育センター
各種防犯講習・啓発	保育課 総合教育センター
小中学校における児童生徒の防犯講習会・啓発	市民活動支援課 総合教育センター
子ども110番連絡所	学校教育課
小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	学校教育課

3 被害にあった子どもの支援の推進

被害にあった子どもに対する相談体制の強化	子育て支援課 保育課 学校教育課
【再掲】心の相談事業	学校教育課
【再掲】スクールカウンセラー活用事業	学校教育課

VII 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実		
	市児童福祉支援対策地域協議会の充実	子育て支援課
	児童虐待に対する相談の充実	子育て支援課
	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	子育て支援課
	児童虐待防止マニュアルの活用と関係機関における運用の徹底	子育て支援課
	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	子育て支援課
2 母子家庭等の自立支援の推進		
	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	子育て支援課
	ひとり親家庭等医療費等の助成	子育て支援課
	母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活援護資金の貸付	子育て支援課
	要保護・準要保護児童生徒に援助費の支給	学校教育課
	母子生活支援施設への入所	子育て支援課
3 障がい児施策の充実		
	療育支援	障がい者支援課
	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	子育て支援課
	通級による指導	学校教育課
	特別支援教員活用事業	学校教育課
	重度心身障がい者(児)医療費等の支給	障がい者支援課
	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がい者支援課
	心身障がい児の更生施設、療護施設への入所	障がい者支援課
	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	学校教育課
	巡回相談員の派遣	学校教育課
	【再掲】★障がい児保育	保育課

2 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例・委員名簿等

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(平成25年9月27日条例第30号)

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議（以下この条及び第8条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則 (略)

袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(平成18年4月21日告示第144号)

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を実現するための施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するための袖ヶ浦市次世代育成支援行動計画(以下「計画」という。)の策定に伴う調査検討並びに計画を推進するに当たり、次世代育成支援対策への幅広い意見を反映させるため、袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) 行動計画に基づく施策の推進に関する事項
- (3) 次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 千葉県君津健康福祉センター
- (2) 千葉県木更津警察署
- (3) 千葉県君津児童相談所
- (4) 千葉県立袖ヶ浦高等学校
- (5) 袖ヶ浦市自治連絡協議会
- (6) 袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会
- (7) 袖ヶ浦市主任児童委員
- (8) 袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会
- (9) 袖ヶ浦市教頭会
- (10) 私立幼稚園
- (11) 私立保育園
- (12) 放課後児童クラブ
- (13) ボランティア団体
- (14) 袖ヶ浦商工会
- (15) 袖ヶ浦市内事業主
- (16) 一般市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (略)

袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関する事業計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を実現するための施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施することを目的とし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき、事業計画の策定に伴う検討及び調整を行うため、袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関する事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年7月28日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

- (1) 福祉部長
- (2) 企画課長
- (3) 財政課長
- (4) 総務課長
- (5) 市民活動支援課長
- (6) 健康推進課長
- (7) 地域福祉課長
- (8) 障害者支援課長
- (9) 高齢者支援課長
- (10) 子育て支援課長
- (11) 経済振興課長
- (12) 都市整備課長
- (13) 土木管理課長
- (14) 土木建設課長
- (15) 教育総務課長
- (16) 学校教育課長
- (17) 生涯学習課長
- (18) 体育振興課長
- (19) 社会福祉協議会事務局長

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期 平成25年10月15日～平成27年3月31日

NO	氏名	所属等
1	池田 美佐子	千葉県君津健康福祉センター
2	藤野 宜英	千葉県木更津警察署
3	奥野 智禎	千葉県君津児童相談所
4	松本 良二	千葉県立袖ヶ浦高等学校
5	眞藤 匡雄	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	竹元 悦子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会
7	小島 直子	袖ヶ浦市主任児童委員
8	高橋 秀樹	袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会
9	杉本 宏一	袖ヶ浦市教頭会
10	神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園 園長
◎	11 片倉 憲太郎	長浦保育園 園長
12	平畠 亘	蔵波学童保育所つくしんぼクラブ
13	和田 幸子	読み聞かせサークル「むかしむかしの会」
○	14 田中 直子	特定非営利活動法人 子どもるーぷ袖ヶ浦
15	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	中岡 秀昭	袖ヶ浦市工場連絡会
17	花澤 弘子	公募委員
18	征矢 真理子	公募委員
19	注連野 和美	公募委員

◎：会長 ○：副会長

※袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会委員と同委員です。

3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議検討経過

開催日	検討事項
平成26年5月19日	第1回子ども・子育て支援会議 ○子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告について ○子ども・子育て支援事業計画策定についての概要及び教育・保育提供区域について ○子ども・子育て関連3法に基づく市条例制定の概要について ○その他
平成26年7月8日	第2回子ども・子育て支援会議 ○子ども・子育て支援新制度について ○基準判定を必要とする事項の市条例案について ○子ども・子育て支援事業計画に係る現状と課題等について ○その他
平成26年9月12日	第3回子ども・子育て支援会議 ○保育の必要性の認定（支給認定）について ○計画の骨子案等について ○その他
平成26年11月5日	第4回子ども・子育て支援会議 ○次世代育成支援後期行動計画推進状況報告について ○平成26年度子育て環境推進の拡充内容について ○次世代育成支援行動計画部分（案）について ○その他 ※袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会同時開催
平成26年12月11日	第5回子ども・子育て支援会議 ○子育て応援プラン（案）について ○その他 ※袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会同時開催
平成27年2月9日	第6回子ども・子育て支援会議 ○子育て応援プラン（案）のパブリックコメント結果について ○袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例の一部改正（案）について ○利用者負担について ○その他 ※袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会同時開催

◆ 袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関する事業計画検討委員会検討経過

開催日	検討事項
平成26年9月5日	○子ども・子育て支援事業計画の概要について ○その他
平成26年11月14日	○袖ヶ浦市子育て応援プラン（案）について ○その他

袖ヶ浦市子育て応援プラン
(次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画)

発行 平成27年3月
企画・編集 袖ヶ浦市 福祉部 子育て支援課
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
電話 0438-62-2111 (代表)